

Title	キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師
Sub Title	On the jesuit missionaries in the diplomatic relations between Japan and Portugal during the Kirishitan Era
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.1 (2000. 9) ,p.51- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000900-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

高瀬 弘一郎

一

日ポ外交関係は、天文十一年（一五四二年）ポルトガル人が種子島に渡来したことに始まり、江戸幕府の鎖国政策によって一六三九年に断絶するキリシタン時代日ポ外交と、幕末万延元年（一八六〇年）六月一七日日本国葡萄牙国修好通商条約^①の締結によって再開された日ポ外交とに二分されるが、ここではその内の前半、つまりキリシタン時代に限定して記述する。

そこでは第一に、日本とポルトガルの間には如何なる外交関係があったかという問題、第二にイエズス会が外交の如き政治的・世俗的な事柄にどう関わったかという二つの問題がある。

まずこの日ポ外交関係ということから考えてみる。今

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

日的な意味での外交と言えば、外交権を行使し得る立場の者同士のそれぞれの国益を図るための交際・交渉ということになるであろうが、前近代の日ポ外交の場合は、それを余り厳密に当てはめることの出来ない特殊性がある。

総じて、前近代の日ポ間には、貿易関係はあっても外交関係と言える局面はあまり多くなかったと言える。その貿易関係にしても、確かにポルトガル貿易船が日本に渡来して取引をしたが、そこでのポルトガル船の役割はマカオを中継基地に持つ仲介者に過ぎず、貿易の本身は中国の産物と日本産の銀との交易である。日本がポルトガル本国と貿易をしたことは一度もない。

この日本・マカオ間（一五七一年以後は長崎・マカオ間）のポルトガル貿易であるが、そのポルトガル船の船

長をカピタン・モール（略してカピタンとのみ言う場合もある）と言ひ、特異な地位であった。日本航海権を所有する者のみが日本に船を出すことが出来た。この権利は、ポルトガル国王から同国の貴族や東インドの諸都市、さらにはカトリック教会関係の機関などに与えられた。

国王から与えられた権利は、もちろん自ら行使してもよいが、転売することも多かった。転売すれば、実際に日本航海を行うよりも所得は少なくても、直ちに容易に収入を得ることが出来る利点があった。兎に角その権利を持つ者が、船を調達してマカオから日本へ航海をした。従つて、ポルトガル貿易船が渡来した年は、原則としてカピタン・モールも来日したわけである。

カピタン・モールは、船が長崎停泊中、船に乗つてきたポルトガル人たちを統轄した。彼が外交官的任務を果たしたことは余りなかつた。航海権を持つ者がカピタン・モールとして航海をしたのであるから、外交官的資格は伴わず、またその能力が備わつていたとは限らない。しかし、長崎渡来後何らかの突発的な事件を発生した時などは、やはりカピタン・モールがポルトガル側の代表として、交渉の前面に出ることになる。そのような突発的事件ではなく、特に何か懸案を解決する場合には、特

別に使者がマカオやゴアから日本に派遣されて来るのが一般であった。それは矢張り切実な問題として、貿易絡みのことが多かった。いずれにせよ、ポルトガル国王政府がその場面に登場することはなかつた。

二

さてそれでは本国のポルトガル国王は、日本をどのような目で見ていたのであろうか。

ポルトガル国王が日本に関して発給した勅令や、ゴアのインド副王に送つた書簡や勅令は、同国王の本音を伺い知る史料になると思われる。そこで何が取り上げられているか、どのようなことがそこに書いてあるかということ、同国王の日本に関する関心が何に向けられていたか、ということを知る上の材料になると思う。以下に紹介するのは、次の三種の史料群（刊本史料集二点と未刊史料群）から抽出した日本に関するポルトガル国王のインド副王宛て書簡および同国王の勅令である。⁽²⁾

Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções,
9 vols., Lisboa, 1880-1978.

Arquivo Português Oriental, J.H. da Cunha Rivara ed., 10
vols., Nova-Goa, 1857-1877 (Reprint, New Delhi, 1992).

Arquivo Histórico do Estado da Índia, Goa 架蔵「モン
スーン文書」Livros das Monções (Filmoteca Ultrama-
rina Portuguesa, Lisboa 所蔵マイクロフィルムによる)

あくまで右の三種の史料群からの抽出であつて、日本
関係ポルトガル国王文書を網羅的に収集したものではな
い。しかも本文の逐語訳ではなく、その要旨である。つ
まり、史料収集の範囲とその紹介の仕方の両方で徹底さ
を欠いている。現段階ではここ迄に止めざるを得なかつ
たが、もつとも要旨の点については、勅令は持つて回つ
た表現が多く、要は何を命じたのが主眼であるから、
要旨の紹介だけでもかなりその目的を遂げることが出来
るように思う。

(1)一五六三年三月七日付け、リスボン、勅令^{アルヴァラ}。

貴人^{フィダルゴ}のジョアン・デ・メンドンサがインドにおいて
行つた奉仕を考慮して朕は、インドからマラッカ經由で
シナに行くカピタン^{ヴァイジエン・デ・カピタン・モール}・モール航海権を彼に贈与する。こ
のカピタン^{カピタニア・モール}・モール職は、自らの出費によつて艤装した
彼のナウ船またはその他の船、において有効とする。ま
た前述の航海の途中どこの港に入港しようと、彼をそこ
に停泊しているあらゆるポルトガル船舶、およびそこに
いるすべてのポルトガル人のカピタン・モールとする。

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

マカオ港すなわちシナにおいても同様とする。

その港またはその他いかなる港からも日本に、船また
はジャンクで財を送るか、または彼自身が財を運ぶこと
が出来るとする。彼が日本に行く場合は、前述の如
く彼をそのカピタン・モールとする。

前述の日本やシナの港からの帰路については、もしも
そのシナの港に、朕の勅令^{プロワイザン}によつてカピタン・モール
職を与えられた者が誰かいたなら、彼はそこにおいては
カピタン・モールではないものとする。

朕は現在および将来のインド副王とインド総督^{ゴヴェルナドール}、
インドにおける王室財産の管理官^{ヴァエドール}に対し、ジョアン・
デ・メンドンサが前述のカピタン・モール職を行使する
のが適切な時機に、前述の如く彼を船で渡航させるよう
命じる。またジョアン・デ・メンドンサが、かねその他
何らかの品を航海のために要望したなら、彼にそれを快
く貸与するよう前述の副王等に命じる。

また前述のジョアン・デ・メンドンサは、前述の航海
の往路・帰路のいずれであれ、前述のシナにおけるマカ
オおよび日本の港において、死者が遺言においてインド
において自分の遺産を管理してもらう者を指名していない
場合は、その死者の遺産の管理人^{プロヴェドール}を務めること。

上述の諸港に停泊する船の船長^{カピタンエス}以下の乗組員たちや、そこに居る人々対し、前述のジョアン・デ・メンドンサの命令にはすべて、自分のカピタン・モールとして服従するよう命じる。その命令を遂行しない者は、朕の命令に従わない者と同じ刑罰に処する。⁽³⁾

(2) 一五六六年二月七日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

貴人^{フィタルゴ}ドン・デイオゴ・ロボがインド、本国、および

一五六二年マザガン mazagan 村において行つた奉仕を考慮して、インドからシナに至る二度のカピタン・モール航海権を贈与する。一度はマラッカ経由、今一度はスリダ経由である。「以下、ジョアン・デ・メンドンサにカピタンモール航海権を贈与した、先の一五六三年三月七日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}と基本的に同文」。⁽⁴⁾

(3) 一五六七年三月一五日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

貴人ドン・アントニオ・ペレイラに対し、インドからシナに至るカピタン・モール航海権を贈与する。「以下、一五六三年三月七日付け、リスボン、勅令および一五六六年二月七日付け、リスボン、勅令と基本的に同文」。⁽⁵⁾

(4) 一五六八年二月二一日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

貴人ドン・リオニス・ペレイラに対し、インドからマラッカ経由でシナに至るカピタン・モール航海権を贈与

する。「以下、一五六三年三月七日付け、リスボン、勅令、一五六六年二月七日付け、リスボン、勅令、および一五六七年三月一五日付け、リスボン、勅令と基本的に同文」。⁽⁶⁾

(5) 一五六八年二月二六日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

貴人ドン・ジョアン・デ・アルメイダに対し、インドからスリダ経由でシナに至るカピタン・モール航海権を贈与する。⁽⁷⁾〔同前〕。

(6) 一五六八年二月二六日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

貴人^{フィタルゴ}ドン・フランシスコ・アンリケに対し、インドからマラッカ経由でシナに至るカピタン・モール航海権を贈与する。⁽⁸⁾〔同前〕。

(7) 一五六八年二月一八日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

貴人ドン・ペドロ・ダ・シルヴァ・デ・メネゼスに対し、インドからマラッカ経由でシナに至るカピタン・モール航海権を贈与する。⁽⁹⁾〔同前〕。

(8) 一五七〇年九月二〇日付け、シントラ、勅令^{アルウアラ}。

インド・シナ・日本、および〔同前〕。モルッカの地域においてわれわれの聖信仰に改宗した国王^{レイス}や領主^{セニョレス}たちや、聖信仰に恩恵を施している異教徒たちは、朕のカピタンたちの通行許可証^{カルタゼス}を所持しないために、彼らカピ

タンによって商業や航海が妨害されており、これが異教徒の改宗にとって大なる障害になっている旨の報せを受けた。朕は前述のキリスト教徒国王たちや、彼らに恩恵を施す異教徒たちが、通行許可証を自由に与えられ、何らの妨害もなしに航海出来るのをよしとする。というのは、キリスト教徒になることによつて、またキリスト教会に恩恵を施すことによつて何を得ることが出来るか、彼らに分らせるのが朕に対する奉仕となると考へるからである。それ故朕は、前述の地域の副王・総督、および要塞や艦隊のカピタン等に対し、彼らを自由に航海させるよう、そしてこの勅令を完全に遂行するよう命じる。⁽¹¹⁾

(9) 一五七〇年九月二二日付け、シントラ、^{アルヴアラ}勅令。

インド・シナ・日本、およびモルッカの異教徒・^{インフイエイス}非信徒の改宗を助長したいと願う故に、^{デイジモス}十分の一税および初穂献納を支払うことは、すべてのキリスト教世界に普遍的な義務であるが、今後われわれの聖信仰に改宗する前述の異教徒たちは、すべての個人および国王の十分の一税およびあらゆる種類の初穂献納を、改宗の日から向こう一五年間支払わないでもよいものとする。前述の地域の副王・^{ゴヴェルナル}総督、およびカピタン等に対し、この勅令を完全に遵守遂行するよう命じる。⁽¹²⁾

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

(10) 一五七一年三月六日付け、リスボン、^{アルヴアラ}勅令。

前出一五七〇年九月二二日付け、シントラ、勅令と基本的に同文。⁽¹³⁾

(11) 一五七一年三月八日付け、リスボン、^{アルヴアラ}勅令。

貴人ドン・アントニオ・デ・ヴィリエナに対し、インドからマラッカ経由でシナに至るカピタン・モール航海権を贈与する。「以下、同様のカピタン・モール航海権贈与に関する前出各勅令と基本的に同文」。⁽¹⁴⁾

(12) 一五七一年三月一二日付け、リスボン、^{アルヴアラ}勅令。

インド地域の日本王国の異教徒たちを捕獲し、そのために大なる不都合が生じている旨の報せを受けたので、かかる捕獲を正当化する理由は何ら存在しないし、また前述の異教徒の改宗にとつてそれが障害になるといふのが主たる理由であるが、今後ポルトガル人は何人も、日本人を買ったり捕獲したりしてはならない旨命じる。また日本人の何人かを買ったり捕獲したりした場合は、その者たちを自由にする事。そののみならず、買ったり捕獲したりした者は、その私財のすべてを没収し、その半分は王室財産に、半分は告発者に与えるものとする。さらに、日本に貿易に行くポルトガル人たちが売るときと買う時とで重量・秤を替え、日本人に多大な弊害を与

えている、これもまた彼らの改宗にとって大きな障害になり、新たに改宗した者はそれによって多大な躓きを受けている、との情報を得た。それ故朕は、今後ポルトガル人は売買ともに同じ重量・秤をもってするよう、ポルトガル人が貿易をする所で常に使用している秤と同じものを使用するよう、命じる。カピタンまたは何人であれポルトガル人がこれに違反したら、その私財をすべて没収しその半分は王室財産に、半分は告発者に与えるものとする。

また日本に渡航するナウ船やその他の船のカピタンたちは、貿易地の判^{ジュステイサス}事が発給し、そこに滞在するポルトガル人たちが承認する、彼らが同一の重量・秤を用いて売買することを証明する証^{セルティドン・エス・アウテンテイカス}明書を携行すること。そこにポルトガル人が滞在していない場合は、一〇レーグワ以内に滞在する者たちの証明書によってそれを行うこと。前述の如き証明書を携行しなければ、上述の如き罰に処するものとする。「以下、本勅令の施行に関する記述が続く」⁽¹⁵⁾。

(13) 一五八四年四月一八日付け、ゴア、勅令^{カルタ}。「本勅令は、ポルトガル船のマカオ・長崎間生糸貿易に日本イエズス会が参加する件で、巡察師ヴァリニャーノとマカオ市と

の間で締結された契約を承認したものであるが、その契約内容を明細に記しているのかかなり長文である。ここではその契約内容を記した箇所は省略する」。

イエズス会のインドと日本の管区のプロクラドールであるパードレ・ゴメス・ヴァズは、請願書をもって朕に言上してきた。朕は彼の請願を披見し、三五年以上前から今日に至るまでパードレたちが日本のキリスト教会を開き、そして維持する労苦が多大であったことを考慮し、巡察師パードレとマカオの町^{ボグオ}との間で締結された契約をその内容通りに承認する。前述のパードレたちの維持費が不足しないようこれに補給することを望む故であり、またマカオ町の被選人^{エレイタス}たちがこれに変更を加えるのを一切排除するためである」⁽¹⁷⁾。

(14) 一五八五年二月一日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

豊後王・有馬王、およびドン・ベルトラメウ「大村王」に書簡を認めた。それらはこの便で送られる。貴下にその写し^{コピエ}を送る。イエズス会パードレを介するなり、もっと良い方法があればそれによって、その書簡を彼らの許に送り届けるよう、貴下に依頼する。貴下も彼らに書き送って激励し、貴下が朕の依頼によってそれを行っ

たものだといいことを彼らに理解させること。⁽¹⁸⁾

(15) 一五八六年二月七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

ダマン Damão 市議会は、それを売却した代価で同市要塞化を終えるのを助けるために、一回の日本航海権を与えてほしい等々の覚書を送ってきた。朕に対する奉仕となる命令を下すことが出来るよう、実状を聴取して見解を具申すること。⁽¹⁹⁾

(16) 一五八八年三月二日付け、リスボン、副王宛て書簡。
日本司教ドン・セバステイアン・デ・モラエスがこのナウ船団で行く。御地に着いたら、出来るだけ早く日本に渡航出来るよう手配すること。貴下に示されるであろう朕の勅令に記されているような、彼に対する好意的措置を誠心誠意行うこと。というのは、この司教位関係の「[教皇] 書簡はこのナウ船団の出発直前にローマから届き、当地からそれらを運ぶ時間的余裕がないので、御地で行うこととしたからだ。彼のために船中食糧の用意に必要なものを彼に与えること。貴下に示されるであろう朕の勅令によって、同司教位に定められた贈金二〇万レイス以外に彼が毎年受納するすべてのものを明らかにするよう命じた。そのすべてを、インド領国のレンダの

内で、支払いと毎年の彼への送金とが満足に行われる所に設定すること。⁽²⁰⁾

(17) 一五八九年二月六日付け、インド副王宛て書簡。

朕は、シナ諸地域（中国国内のことではないであろう——引用者）におけるイエズス会修道士たちの実りについての貴下の報せ、および貴下が当国に来訪した日本の貴人たち「[天正少年使節]」を、巡察師パードレ・アレックスサンドレ・デ・ヴァリニャーノとともに日本に送ったとの報せを受けて満足している。彼の諸地域での異教徒改宗に多大な実りを収めていることを朕は知り、神と朕とに対する奉仕となるこの事業に従事している聖職者^{ミニストロス}を可憐な限り支援するよう貴下に依頼する。

彼の諸地域においてイエズス会修道士たちが貿易をして非難を受けている旨、シナ司教その他の人々が貴下に報じたとの貴下の報せに、朕は不快を抱いた。神への奉仕の事業に従事する彼らは、優遇され支援を受けるのが当然であるし、また彼らのために何らかの躓きを来す可能性がある事柄は抑止するのが適切であるから、朕は貴下に対し、彼らが恩恵を受ける一方、貴下が朕に書き送るような非難を彼らが受けるようなことのないよう、彼らに警告を与えるよう貴下に依頼する。⁽²¹⁾

(18) 一五八九年二月二日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

御地のイエズス会修道士たちのプロクラドルが朕に對し、シナと日本の改宗に従事している修道士たちのために喜捨としてレンダを与えてほしい、そして領内に福音が入るのを許さないような福音の敵の港には、朕の家臣の船が入港するのを禁じてもらいたい、との要請があった。それに対する回答を指示する前に、その地にいる修道士の人数、要請しているようなレンダなしに自らを維持出来るのかどうか、彼らに何らかの贈与をするなら、如何ほどにすべきか、また彼らが要請しているように敵の領土に前述の船が入港するのを禁じると、果たして不都合があるのか、あるならどのような不都合か、といった事柄すべてにわたって、朕が裁断を下して勅命を与えることが出来るように、情報を送ってくること。⁽²²⁾

(19) 一五九〇年三月二日付け、リスボン、ゴア市の市会議員およびプロクラドルたち宛て書簡。

ゴアの市および島の要塞^{フォルテイフィカサ}化を迅速に完了するよう、出費は腹心の人物によつて行わせるよう、貴下に依頼する。その要塞化のために日本航海権を与えてもらいたい旨の貴下の要請であるが、副王にそれについて報告し、

その工事の理由と必要性に関して説明すること。その貴下の情報を得て、朕に対する奉仕となるよう貴下に勅命を与えるためである。⁽²³⁾

(20) 一五九一年一月一二日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

彼〔インド総督マノエル・デ・ソウザ〕は言う。イエズス会巡察師が書き送ってきて、日本王国において一人の暴君が短時日の内に全土の支配者になり、すべての修道士に対し国外退去を命じ、祖先の法に反する福音の宣布を禁じ、コレジオを奪い、教会を焼いた。彼らはこの迫害が終わるまでキリスト教徒領土の地に潜伏しているということである。巡察師ヴァリニャーノは同修道士たちを助けるため、彼に喜捨を求めたという。そこで朕は貴下に、あのキリスト教会が復興するよう、出来る限りこれに恩恵を施すよう依頼する。

彼〔インド総督マノエル・デ・ソウザ〕は朕に對し、これら修道士たちは清貧にしてしかも日本において豊かな実りを生み出しているから、あらゆる恩恵と援助に値すると述べる。そして彼〔総督〕がイエズス会管区長と何人かの修道士に對し、日本航海で行っている貿易は、躓きを与えているので止めるよう注意したので、

彼らは在日修道士たちの窮状こそが、プロクラドルがいくらかの生糸を同航海で送った契機であるが、既にはるか以前にこれは止めた旨彼に断言した。彼らが再びこのような儲けに頼ることはないであろう、と彼は了解している。目下インド領国が彼らに対する俸^{オルデナトス}禄を増額することは不可能故、これら修道士を喜捨で援助するよう、貴下に依頼する。

さらに彼〔総督マノエル・デ・ソウザ〕は朕に書き送ってきた。同イエズス会修道士たちが求めているような、従来入港してきた港以外には、ポルトガル船が入港しないことが神と朕に対する大なる奉仕となるであろう、と。御地からの情報により、台風のために長崎に入港出来ないことがあるようだが、この件について必要な情報を得て、貴下の見解を添えて朕に送ること。⁽²⁴⁾

(21) 一五九二年一〇月二二日付け、リスボン、勅令。

イエズス会修道士ルイス・セルケイラを日本司教の補佐^{ビスポ・コアシトル}司教に指名したのに関連し、彼は上述の司教位を継承する日まで、王室財産の負担で毎年六〇〇クルザドの報奨金^サを受けるとする。それ以後は、上述の司教が受けていた贈金^ドと俸^{オルデナト}禄を受給すること。この六〇〇クルザドは、彼が当市を出発した日から支給を受け始め

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

ること。これはゴア島のサルセッテの地の収^{レンデイメント}入に設定して支払うこと。それ故、朕は同島の収税吏^{レセペドル}に対しその収入から、毎年この六〇〇クルザドを四分割して上述の補佐司教または彼の代理人に、彼が上述の司教位を継承するまで支払うよう命じる。⁽²⁵⁾

(22) 一五九二年一〇月二二日付け、リスボン、勅令^{アルグアラ}。

朕が日本司教ペドロ・マルティンスの補佐司教に指名したイエズス会修道士ルイス・セルケイラは、同司教位着座とともに、終生毎年二〇万レイスの贈金^ドと、朕がそれに反する命令を与えない限り毎年さらに六〇万レイスを有するものとする。彼が自らを養うのを助けるためであり、また彼の司教職の義務を立派に果たすことが出来るようにするためである。「この八〇万レイスは」前述のペドロ・マルティンスが司教位着座に伴って所得し、また今後所得するのと同額である。

ルイス・セルケイラがその司教位を継いだら、朕の別の勅^{プロワイザ}令によって司教位を継ぐ日まで彼に毎年給付した六〇〇クルザドは、もう所有しないものとする。前述の八〇万レイスは、ゴア島のサルセッテの地のレンダに設定して彼に支払うこと。⁽²⁶⁾

(23) 一五九四年二月一五日付け、インド副王宛て書簡。⁽²⁷⁾

日本諸島に暴君テイランが決起し、短時日の内にかの諸王国全土の支配者となり、かの地で福音を広めていたイエズス会修道士たちに対して直ちに国外に退去するよう、そして彼らの祖先の法に反する福音を説くことのないよう告知せしめたとの報せを、何年か前にシナ経由で受けた。豊かな実りを生んだあの重要なキリスト教会が再興するよう、これに出来る限りの恩恵を施すことを朕は貴下に依頼した。

イエズス会インド管区長ペドロ・マルティンスや、当王国に來訪した日本人たち〔天正少年使節〕を伴って〔日本に〕行つたヴァリニャーノの書簡によつて、イエズス会修道士たちはこの暴君が改宗事業の続行を許すとの期待を抱いているということを知り、格別満足に思つた。この件では、先年貴下に指示した通りに行動するよう、改めて強く依頼する。⁽²⁸⁾

(24) 一五九五年二月一八日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

セイロン島全土を征服するための機会を逸しないよう、貴下に強く依頼した。〔中略〕朕はコロンボ要塞の強化のために、一回の日本航海権ウツァイラジエンデジャパンを贈与した。貴下はそれを売却し、そのかねを使用した旨朕に書き送ってきた。こ

の件について、その強化工事に直ちに着手するよう、貴下に依頼する。⁽²⁹⁾

(25) 一五九五年二月二六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本においてイエズス会修道士は、ここ七年激しい迫害を受け、主要なカーザ八、レジデンシア一六、教会一四六が破壊された。それにもかかわらず彼らはキリスト教会を切り拓くのを止めず、なお主要なカーザ六、レジデンシア一八、教会二〇七を維持している旨、貴下は書き送ってきた。彼らを支援するため、マラッカの王室財産から毎年一〇〇〇クルザドを、そしてさらにサルセツテの所得から一〇〇〇クルザドを五年間——一五九三年八月で終わつた——支給するよう朕は命じている。

シナと日本のキリスト教会の現状についての貴下の理解に基づき、現在のような迫害時に修道士たちを収容出来るように、マカオにコレジオを創建するのが神や朕への奉仕になると思う旨、貴下は朕に書き送ってきた。貴下の具申に鑑み、前述のイエズス会修道士たちが従来マラッカとサルセツテで有した前記の二〇〇〇クルザドを、それまでの五年間が終わつた日から始めて更に五年間彼らに給与することにした。貴下が指摘するマカオにコレ

ジオを創建する件については、別の書簡で朕に対し奉仕になると思うところを書き送るつもりである。

日本国内の戦いがあるがその入国を許さない限り神は彼のマカオ滞在を許す、との大司教の命令を受けて、日本司教〔ペドロ・マルティネス〕が一五九三年四月のモンスーで御地を發った旨、⁽³⁰⁾貴下は朕に書き送ってきた。朕はこの措置を了承する。⁽³¹⁾

(26) 一五九五年二月二六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

すでに永年この（日本）キリスト教会で働いてきたイエズス会修道士以外は、福音宣布のために日本に行かないよう、朕は既にポルトガル王位およびカステイリヤ王位の両方から命じた。貴下が朕にその理由を書き送ってくれば、改めてその勅命を發するであろう。それ故朕は貴下に対し、インド領国經由で他の如何なる修道士をも日本に行くのを許可しないよう依頼する。⁽³²⁾

(27) 一五九五年二月二七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

昨年シナに行ったと貴下が朕に書き送ってきた日本司教〔ペドロ・マルティネス〕から、司教の俸^{オールドネドス} 禄も贈与金^{ドテ}も支払われていない旨朕に書簡をよこした。まだ

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

未払い分があるなら、彼にそれを支払うよう貴下に依頼する。彼の前任者への贈与金に延滞があれば、その分についても同様である。高位聖職者^{ペルラドス}たちが自らを養うための収入源として朕が支給を命じている俸禄を彼らに給与しないのは、適当ではないからである。⁽³³⁾

(28) 一五九六年一月二日付け、リスボン、ヴィディゲイラ伯爵〔ドン・フランシスコ・ダ・ガマのこと。一五九七―一六〇〇年インド副王〕⁽³⁴⁾宛て書簡。

インド副王マティアス・デ・アルブケルケ〔一五九一―一五九七年〕が、日本司教ペドロ・マルティネスは修道会〔イエズス会〕の期待に反する行動を執っている、と朕に書き送ってきた。マティアス・デ・アルブケルケの情報が確かではないかも知れないので、この件について情報を得るよう、貴下に依頼する。そして警告を要する事柄があれば、ゴア大司教の見解を得た上で、イエズス会管区長から必要な措置を執らせるよう命じること。

同副王はさらに、日本の暴君が幾分穏やかになり、イエズス会修道士たちに長崎教会の再建と同港に自由に居住することを許可したこと、および副王が託した贈物をイエズス会巡察師が持参すれば、同修道士たちは異教徒改宗について以前同様の自由を回復するであろう、とい

うことを言ってきた。こういつたあらゆる手段を講じて、この暴君を柔軟化を図ること。⁽³⁵⁾

(29) 一五九六年三月九日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教が一五九四年一月六日付け書簡を朕に送ってきて、シナ司教がいないので、彼がシナ司教区^{ビスパド}をも統轄していることを述べ、マカオの孤児たちの判事は同市の^{オウイドル}聴訴官の兼務とせず、その住民の一人が務めることとすべき理由を指摘してきた。朕は最高裁判所^{デゼンバルゴ・ド・パツ}に対し、

この件の審理を命じた。そこでの見解に従って朕は貴下に、今後孤児たちの判事の職はマカオの既婚住民^{ポオアサン・カザド}が務めるよう、従来行われてきた如く聴訴官の兼務としないよう命じることを依頼する。⁽³⁶⁾

(30) 一五九六年四月七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

イエズス会士が日本で迫害を受けながら布教を続けていることが分かったので、王室財産からの年二〇〇〇クルザドの給付金は期限が切れているが、さらに向こう五年間⁽³⁷⁾給付する。

(31) 一五九七年二月五日付け、リスボン、インド副王〔ヴィディゲイラ伯爵〕宛て書簡。

インド副王〔マテイアス・デ・アルブケルケ〕が朕に、日本の補佐司教にして将来司教職を継ぐルイス・セルケイラが同〔一五九五〕年四月のモンズーンでシナに向け出発した旨言ってきた。一修道士の修道服を着て秘蹟を執行することによって、日本キリスト教会を救うためである。彼に対する俸給が滞るのは適当ではないから、満足に給与するよう指示することを貴下に依頼する。⁽³⁸⁾

(32) 一五九七年二月一三日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は日本司教の書簡により、副王マテイアス・デ・アルブケルケが勅^{プロヴィソシエス}令を發して、シナにおけるカステイリヤ人の商業行為を阻止することに努めているが、^{オライシアエス・デ・ジュステイサ}司法官の怠慢により遵守されていないことを知った。朕は貴下に、この件に関して朕が發した勅令を完全に遵守させるよう依頼する。朕はフィリピンにおいてもこの貿易を禁じるよう命じた。

マカオ住民と定期航海^{カピタン・ダス・ヴィアジェンヌ}のカピタン・モールとの間に存在するの多大な無秩序に対しても、対策を講じること。朕は司教に対し、これらすべての事柄に関して貴下に情報を与えるように指示する書簡を送った。

またカステイリヤ人・ポルトガル人、その他如何なる

国民であれ、修道士がフィリピン経由でシナと日本に入国して改宗に従事するのを許可しないよう、貴下に依頼する。というのは、暴君閔白殿ミンバクドンがキリスト教会を抑圧している現在、イエズス会修道士たちが進めている改宗を攪乱するのは適切ではないからである。将来誰か修道士が日本に入つて互いに助け合う必要が生じた時は、マラッカ属管区クストデイエのフランシスコ会修道士が赴くよう命じること。⁽³⁹⁾

(33) 一五九八年一月八日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は貴下に対し、シナと日本の司教たちおよびその補佐司教コアシユトルへの支払いを満足に行い、使徒の地位に代わる高位聖職者プレラトスの処遇において然るべき配慮をするよう依頼する。あの地〔日本〕の暴君が比較的穏和になり、インドのキリスト教会は徐々に進展しつつあり、聖職者メニストロスは自分たちの義務を果たしていることを知り、朕はよろこばしく思つた。⁽⁴⁰⁾

(34) 一五九八年一月二六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

ゴア大司教が朕に、フランシスコ会修道士たちがフィリピンから日本に入国した旨書き送つてきた。先年それ

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

を禁じたが、前述の大司教が、彼らは暴君〔豊臣秀吉〕から歓迎されたこと、および彼らがイエズス会修道士たちとの間で、聖福音を宣布する担当地域の分割について交渉している旨を書き送つてきた。それを見て朕は、既に日本に入国しているフランシスコ会士は、マラッカ属管区長クストデイエに服属せねばならない。今後はもうフィリピンから日本に行つてはならない。フランシスコ会士が日本に行く場合は、マラッカ属管区から遣わさねばならない、と考へる。教皇プレヴェに対し、その旨小勅書プレヴェによつて命じらう要請する。⁽⁴¹⁾

(35) 一五九八年三月一〇日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教ペドロ・マルティンスは、一五九六年一月四日付けマカオ発の書簡で朕に次のことを書き送つてきた。長崎以外の日本全土で、イエズス会修道士たちが公然と布教に従事している。暴君はこれを見て見ぬ振りをしてゐるものと了解されている。この年新たに五、六〇〇〇人がキリスト教徒になった。暴君が死ねば、同地の主立つた人々の多くがキリスト教徒になると思われている。貴族ノブレスでない民衆がキリスト教徒になることについては〔暴君は〕既に許可を与えている。破壊された多くの教

会が再建された。彼は高麗 Choray との戦いを断念した、と。

インドでは皆が、全面的に平穩になるまでは司教は日本に行くべきではないという見解であるが、あの羊たちを救うために彼は司教としての莊重さもなしに日本に向かう途上であり、翌年には彼の補佐司教〔セルケイラ〕も赴く旨、〔司教は〕朕に言う。

さらに〔司教は〕次ぎのことを言ってきた。或る修道会の修道士たちがいる所に他の修道士が入ることを禁じる教皇の小勅書および朕の勅プロヴィンセス令に違反して、カプチン会士十八人が日本に行った。彼らは土地の一婦人に、もしも与えなければ来世において重罰が下ると脅して一万クルザドの喜捨を求めたり、その他多大な混乱を惹き起こす事を言ったりした。新キリスト教徒たちクリスチヤン・ノヴォその他弊害ありと思われる人々をマカオから追放するために、シナ航海のカピタンが勅令をマカオに持って行く。彼らは皆賄賂を受け取って改宗したのだ、と。⁽⁴²⁾

(36) 一五九八年三月三〇日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。(国王に代わりディオゴ・ヴェリヨが発した命令)。

イエズス会は他会の修道士が日本に行かないように、

小勅書を獲得したという情報を国王陛下は得た。フランシスコ会修道士が国王の書簡に見える行き方でそこに行くのを許すのが、神と国王への奉仕になる旨、国王は貴下とゴア大司教とに対し書き送った。それ故、その小勅書を行使してはならないと国王は考える。そして、小勅書を獲得した時に国王にその報告をしたかどうかを突き止めるよう、命じている。国王は国王の書簡を送る時間がないので、この点上述の通りに行うよう貴下に通告することを私に命じた。⁽⁴³⁾

(37) 一六〇一年一月二五日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

先に朕が彼〔前副王ドン・フランシスコ・ダ・ガマ〕に命じた如く、一つ以上の修道会が存在する必要があると思われる地域では、福音宣布と異教徒改宗の担当地域を、それぞれの修道会員の間で分割割り当てをするよう命じたこと、日本においてフランシスコ会とイエズス会の修道士の間で見られた如く、それには不都合な事情があったことを彼は朕に述べている。貴下が承知している通りこの件〔布教〕は朕の義務であるので、朕は貴下に対し、本件を大司教と話し合い、諸修道会が躓きを来たすことなくキリスト教会の伸展が可能ないように、聖職者

が不足することのないようこれら修道士を配することを
依頼する。⁽⁴⁴⁾

(38) 一六〇二年三月二〇日付け、リスボン、インド副王宛
て書簡。

昨年の便で届いた貴下の書簡では、マラッカ・シナ・
日本の各司教の維持について命令を与えるのが朕に対す
る奉仕になると思う旨、朕に述べている。朕は貴下にた
いし、前述のマラッカ・シナ・日本の各司教の収入につ
いて朕に報せるよう依頼する。この件で一層朕に対する
奉仕となることを命じるためである。

朕が貴下に発した勅令^{プロヴァイサン}により貴下の知るところとな
ろうが、日本の修道士たちに対して、その「日本」諸王
国における教会の再建のために、御地で支払われる一万
クルザドの喜捨を一回与えることにした。朕は貴下に対
し、これを彼らに対し全額一度ではなく、三、四回に
分けて支払うよう依頼する。インド領国の窮状がそれを
許さないからである。⁽⁴⁵⁾

(39) 一六〇二年八月二七日付け、リスボン、勅令^{アルヴァラ}。

アンガマレ司教に対し、贈与金^{ドテ}として有する五〇〇ク
ルザドの外に、さらにマラッカ・日本・シナの各司教が
有する如く、六〇万レイスを増額給与することにする。

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

但し、朕が彼に毎年一〇〇〇シエラフィンを給付する旨
発した勅令^{プロヴァイサン}は、増額した六〇万レイスの受給開始の日
から失効するものとする。⁽⁴⁶⁾

(40) 一六〇三年二月一五日付け、リスボン、インド副王宛
て書簡。

朕が貴下に命じたところにより、そしてまたイエズス
会修道士たちがキリスト教会の管理に専心従事してい
るが故に、貴下が万般にわたって彼らに恩恵を施し、それ
を援助していることを知り、朕は喜ばしく思った。貴下
は、モルツカ諸島・シナ・日本・トラヴァンコル海岸・
セイロンにいる彼ら「イエズス会修道士」に対し、支払
いが滞っている分を支給すること。およびコウラン
Coilao [Quilon] の教会とその修道士たちに対して、
支払いが遅れている俸^{オルデナドス} 禄一〇〇〇クルザドを支給する
こと。御地にあつて改宗に従事している修道士たちへの
支払いがきちんと行われるのが、朕に対する奉仕になる
と常に心得るが故に、貴下に対し、彼らへの支払いには
特に細心の配慮をするよう依頼する。⁽⁴⁷⁾

(41) 一六〇三年三月一三日付け、リスボン、インド副王宛
て書簡。

日本諸王国の原住民を奴^{カテイウオス} 隷にすることを禁じた法律

六五 (六五)

が朕の前任の歴代国王によって發布されてからすでに永年経過しているが、朕は、それが未だかつて施行されたことがなく、現在も守られていないということ、そして神や朕への奉仕に反して、不当に捕えられてあの地〔日本〕から連れてこられた者たちを受け入れているという情報を得た。このため朕は貴下に対し、インド領国において捕えられた者や新たに日本から来た者について、前述の法律を完全に遵守するよう依頼する。⁽⁴⁸⁾

(42) 一六〇四年三月一八日付け、バリヤドリド、勅令。^{アルツアラ}

日本に滞在中の朕の家臣たちの何人かが、神と朕に対する奉仕に反するような多大な混乱を起こしていること、およびその原因は、あの諸王国は一人の異教徒の国王の支配下にあり、そのために前述の朕の家臣たちはその義務に反して司教に服従していないし、朕の命令を遵守していないからだという報告を受けた。司教は、前述の混乱に対して適切な手立てを講じようにも、彼らを強制し、司牧に関して適宜彼らを処罰するための権限を持たないからである。

朕は、その混乱によって靈魂に多大な害を来たすという甚大な被害が及ぶことに鑑み、多大な弊害を来たすこれらの混乱を抑止することが如何に適切であるかを考慮

し、また皆が前述の司教に対して然るべき尊敬を抱くことを希望するが故に、朕はインド副王に対し、ポルトガル船が入港し前述の司教が駐錫する長崎港において、前述の混乱を抑止するために朕に代わって要求されるすべての事柄において、司教を助けるようにとの命令を日本航海のカピタンたちに与えるよう命じる。

また前述の司教に対して服従せず、そのためにキリスト教会が被害を受け躓きを来たす者がいて、それを是正するには彼らをその地に滞在させないようには必要がある場合は、前述のカピタンは、前述の司教から要請あれば朕に代わって日本国王に要請して、そのような者を引き渡すよう命令を下してもらい、インドに連れ戻り、さらにそこから裁きを行うために朕の許に送ってくること。朕は、日本国王がかかる人物を喜んで引き渡すのを知っているので、如何なる身分・地位のヨーロッパ人であれ、また日本のどの地域にあっても、たとい彼らがそこに滞在するための許可証を提示しよう⁽⁴⁹⁾と、これを行うこと。神と朕に対する奉仕のためである。

(43) 一六〇五年二月二八日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕はこのナウ船団では、日本司教〔ルイス・セルケイ

ラ」からの書簡を受け取らなかつた。イエズス会管区長は朕に次のように書き送つてきた。すなわち、オランダ人が捕獲したナウ船でそれら「司教の書簡」は失われた。しかし、かの「日本」諸王国は平穩であり、改宗は大した反対もなく進められていと了解される、と。それにより朕は、大きな満足を得た。改宗に専念している前述の司教とイエズス会修道士たちに対して、貴下は必要に応じて恩恵を施し、援助せねばならない。

日本において、朕の「ポルトガル人」家臣が司教の義務と司牧に関して前述の司教の命令に服さず、多大な混乱を来している旨を朕は知つた。そのため昨年朕は、その件で勅令^{プロヴィザン}を發するよう命じた。今回再びそれを送るからその完全な遵守を命じること⁽⁵¹⁾。

(44)一六〇五年三月⁽⁵¹⁾？ インド副王宛て書簡。

朕の従兄弟である故ドン・セバステイアン国王が一五六〇（一五七一の誤か）年に發布した勅令^{アルウアラ}によつて日本人異教徒の奴隸^{カタレイヴェイロ}化を禁じてその解放を命じ、朕も御地におけるその勅令の公布と遵守を命じたが、その施行面で法の乱用がなされたことが朕に報ぜられた。この度朕は、正当な理由に抛り所有される奴隸^{エスクラヴオス}にもこれを適用して、多大の不都合を来し、インド領国の住民が被

害を受けている。全員を解放することになるかも知れない、との情報を得た。

正当な理由に抛り、そして法の許す場合においても日本人を奴隸にしてはならない旨これを禁じるのは、朕の本意ではなく、前述のドン・セバステイアン国王の意図でもあり得ない。それは他国の異教徒と同様であり、またこれはゴア市やコチン市が朕に申し立ててきたその他の弊害を抑止するためでもある。

それ故朕は勅令^{プロヴィザン}の發布を命じた。それはこの便によつて送られるであろうから、貴下はその公布と遵守を命じること。そしてこの件で今日行われ、そして今まで行われてきた法の乱用を避け、一方奴隸^{カタレイヴェイロ}化が不当なものである旨申し立てがなされれば、その奴隸^{エスクラヴオス}たちが自由を得るよう尽力すること⁽⁵²⁾。

(45)一六〇七年一月一七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教ドン・ルイス・セルケイラが、インドにおいて自分の俸^{オルデナドス}禄が支払われていないために多大な難儀を被っていること、およびかの地域「日本」において信仰の故に追放された貧者たちは、朕が彼「日本司教」に対してなすべき喜捨^{エスマラス}が支払われなかつたため、それに

よつて「同司教が」救済出来ないために難儀を被つてい
るといふことを朕に書き送つてきた。そして、貴下がか
の「日本」キリスト教会とシナ・キリスト教会に恩恵を
施すよう朕から命じてもらいたい旨、およびナウ船団が
日本に向けてインドを發つ時に、彼の俸禄が完全に支払
われるよう命じてもらいたい旨朕に要請してきた。すべ
てを考慮して、上述の如く彼「日本司教」に対して支払
いがなされるよう、貴下が命じることを強く依頼する。
それが朕への良き奉仕になるからである。⁽⁵³⁾

(46) 一六〇七年一月一八日付け、リスボン、インド副王宛
て書簡。

マラッカ市の要^{フォルテライカサン}塞化を完了することはどうしても
必要であるが、大砲に不足している旨の情報を得たので、
朕は一回の日本航海権をそのために贈与することとする。
そのための勅^{プロウイサン}令を、このナウ船団によつて貴下に送る。
朕は貴下に対し、前述の航海がなされ、前述の要塞化が
行われ、その要塞の中で大砲が鑄造されるために、必要
なすべての命令を与えるよう依頼する。

朕は一六〇五年三月一〇日付けの書簡で、マカオ要塞
化についての朕の考えを貴下に書き送つた。そのために
貴下は朕に、「マカオについて」城壁^{セル}をめぐらせること^{セル}

が重要であること、およびそれは短時日で仕上げること
が出来る利点があることを書き送つてきた。朕は貴下に、
その命令を下すよう依頼する。シナ人は自分たちの土地
に要塞を作ることには非常に猜疑心が強く、懸念を抱く
かも知れない。それ故マカオ市の住民に対して、この件
を非常に注意深く進めるよう必要な注意を与えること。

必要ならシナ国王のマンダリンや役^{ゴヴェルナドレ}人^スに何らかの進
物を贈ること。朕は、この「マカオ」市は毎年日本「貿
易」により五万クルザドを得、市會議員^{グエレアドレ}がそれを消費し
ているとの情報を得ているので、前述の要塞化の経費は
この所得で賄うものとする。またそれで充分でなければ、
貴下は同市の要求の半分を給付してもよい。⁽⁵⁴⁾

(47) 一六〇七年八月二日付け、リスボン、勅^{アルガラ}令。

イエズス会修道士たちが日本における靈魂の改宗によ
り、神と朕に対して多大な奉仕をしていること、および
彼らが日本に建てられた教会で働く聖職者を支えるのを
任務とすることに配慮して、朕の父親である亡き国
王「フェリペ二世」が前述の修道士たちに対して一定期
間与え、五年毎に更新して今日に至つた一〇〇〇クルザ
ドを、今後はもう更新する必要なく給与することにする。
さらに二〇〇〇クルザドの喜捨と朕の親戚^{プリモ}「又従兄弟」

である亡き国王ドン・セバステイアンが与えた一〇〇〇クルザドを加え、彼らは全部で毎年四〇〇〇クルザドの給与を受けるものとする。彼らが日本にこれと同価値のレンダを有しない限りこれは続けられる。というのは、レンダを所有したら前述の金額になるまでそこから差し引くこと。

この二〇〇〇クルザドは、インドできちんと支払いが行われると副王が判断する所に設定すること。その他の二〇〇〇クルザドは、これまで支給してきた所において給与すること。彼ら修道士が日本にレンダを持たないからで、もしもそれを有したら、その額を前述の四〇〇〇クルザドから差し引くことにする。朕がこれを給与するのは、彼らが生糸その他の商品をマカオで取り扱うのは許されていない旨を明確にした上のことである。⁽⁵⁵⁾

(48) 一六〇八年一月一五日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

コロンボ市の市会議員が、同市要塞^{ヴォルテイファイカサン}の必要を朕に書き送り、そのための支援を求めてきた。この要塞化のために、朕は既に一回の日本航海権を与え、そしてそれがどう消費されたかについて、朕に情報を与えるよう貴下に命じたのであるから、同じことを再度貴下に依頼

する。⁽⁵⁶⁾

(49) 一六〇八年三月二四日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

〔モルジヴ諸島の国王ドン・フィリッペの〕母親の女王は朕に対し、シナから日本への一回の航海権を与えてくれるよう、要請している。この件について決定するために、ドン・フィリッペの愁訴に関する情報と貴下の見解とを、最初のナウ船団で朕に送ってくるよう貴下に依頼する。⁽⁵⁷⁾

(50) 一六〇八年三月二六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は昨(一六〇七)年一月一八日付けの書簡を副王ドン・マルティン・アッフォンソ・デ・カストロに送り、マカオ市に城壁をめぐらせることが如何に重要であることを述べて、この要塞化が成就するよう指示を与えることを依頼した。またその経費は同市が毎年日本〔貿易〕から得ている所得で賄い、それで充分でなければ、市の要求の半分を給与することを許す旨同書簡に記した。時局は前述の要塞化が如何に必要であるかを示している。朕は、それが短時日でなし得るし、またそれによって同市の安全が全うされる旨の情報を得ているので、貴下はこ

の件に尽力すること。そして一回の日本航海権をそれに
 充当する必要ありと貴下が判断するなら、朕の名でそれ
 を与えてもよい。シナ国王のマンダリンや役ゴウエルナドレス人に対
 しても、必要な配慮をするよう指示すること。⁽⁵⁸⁾

(51) 一六〇九年三月一九日付け、リスボン、インド副王宛
 て書簡。

朕は勅プロヴァインセス 令および訓インストルツンセス 令によつて西インドと東
 インドの間の商業を禁じたので、これが遵守されること
 を強く希望する。本件は極めて重要であるので、朕は貴
 下に対し、如何なる免除をも侵犯をも許さず、これを施
 行させるよう強く依頼する。

フィリピンで不足している軍需品を満足に補給出来る
 所はマカオ市以外にはなく、朕の諸領国エスタドスを守り維持する
 ために必要な物を、各領国が互いに助け合うのが適切で
 あり、義務でもあるので、朕は一六〇八年一月二三日付
 けの書簡で、フィリピン総督が求めている軍需品をマカ
 オ市から調達するよう命じた。ただし朕は、この件に関
 して両地域間で如何なる商品をも流通させないために
 勅プロヴァイン 令を発したので、貴下は前述の書簡および勅令に基
 づいてこの命令が遂行されるよう、命じること。

聖信仰の伸展、日本キリスト教会の維持と平穩が極め

て重要であり、そして教会の聖務に携わっている者が、
 如何なる貿易、如何なる種類の商業活動をも行わないの
 が適切であるから、朕は昨年一月二三日付け書簡(59)で、在
 日聖職者やインドから日本に行く者に対してこの警告を
 発するよう命じた。なぜなら商業活動が聖職者に禁ぜら
 れており、修道誓願に反するということ以外に、そうす
 ればキリスト教が一層受容されるのは確実だからである。
 「同書簡で」この外、日本航海のカピタンたちに対し、
 実名・偽名を問わず、この種の商品のナウ船舶載を一切
 承知させないよう命じた。⁽⁶⁰⁾

(52) 一六〇九年一月四日付け、リスボン、インド副王宛
 て書簡。
 モルジヴ諸島の国王ドン・フィリッペの母親の女王が、
 シナから日本への一回の航海権を要請してきたのに対し、
 ポルトガル国王がインド副王に与えた指示⁽⁶¹⁾。

(53) 一六一〇年二月一七日付け、リスボン、インド副王宛
 て書簡。

インド総ゴウエルナド 督が日本司教その他の人々から報せを受
 けたといつて、現在日本全土を統治する国王が、彼ら
 「日本人」は高砂タカサヅと呼ぶが、漳州テウチエウ「または泉州」の海
 岸の近くのフォルモザという島を獲得しようとして準備をし

ている旨、朕に書き送ってきた。それを手に入れて、ここにシナ人たちが生糸その他の財^{フアゼンダス}貨を売りに来るようにして、そこを介してシナ貿易を行おうというのがその意図である。それらは、ポルトガル人やカステイリヤ人がマカオやマニラを経由して日本に齎らす品々である。つまり、現在広東やマカオにおいてポルトガル人が、またマニラにおいてカステイリヤ人が行っているのと同様なことをやろうとしている。

同島が征服されたら、マカオおよびインド領国全域に大なる被害が及ぶであろう。シナ人が妨害をするから、同国王が思う程にはこれは成功しないであろうと同司教が彼「インド総督」に書き送ったとはいうものの、朕は貴下に対し、交渉や策謀をもって日本人にそれを成就させないよう依頼する⁽⁶²⁾。

(54)一六一〇年二月一九日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は、オランダ人が包囲し、彼らと副王ドン・マルティン・アツフォンソ・デ・カストロの艦隊との間で行われた戦闘以後のマラッカ要^{フォルクレサ}塞^{フォルテライカサン}の現状について、多くの便で報せを受けた。彼は要^{フォルクレサ}塞^{フォルテライカサン}化のために必要な工事をを行うよう命じたこと等を朕に書き送ってきた。朕は

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

前述の要塞化のために一回の日本航海権を充当した⁽⁶³⁾。
(55)一六一〇年二月二〇日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

インド領国の大司教や総督は朕に次のように書き送ってきた。イエズス会修道士たちは日本で多数のレジデンシアや修道士を維持していたので、マカオ・日本間の貿易なしにはそれが不可能であった。彼ら「イエズス会修道士」は、一定額までそれを行うことを許可した教皇の小勅書^{ブレゲエ}を有した、と。

朕は彼らに対し、朕の財産からの二〇〇〇クルザドの外にさらに二〇〇〇クルザドを加え、彼らが毎年四〇〇〇クルザドを有するようになった。そしてこれにより、前述の生糸その他如何なる商品の取引をも止めるよう命じた。

朕の宮廷にいるイエズス会修道士のヌノ・マスカレニヤスにこの返事を与えたところ、彼はこの恵みを受納し、そして何らかの商業を行っているとと思われるような機会を排除することを承知した。そしてこの生糸取引は前述の修道士が行うのではなく、マカオの商人たちの手で行われているもので、彼らはこのような方法でイエズス会修道士に喜捨をしてきているのだと述べた。

しかしその直後に彼らはその生糸取引も断念し、前述の四〇〇〇クルザドをこの王国〔ポルトガル本国〕内かまたはその〔インド〕領国内のサルセッテの地に設定してほしいということ、既に有していた二〇〇〇クルザドの内の一〇〇〇はそうではなかったが、その四〇〇〇クルザドを永久的なものにすること、そしてかつて損失を蒙った際に借り入れを余儀なくされた借金の返済のために、一回のシナ航海権ウァ・ウイ・ア・シエン・ダ・シナまたはそれより良い航海権を彼らに定めることによって、二万クルザドを与えてほしいと求めた。

朕は、新たに彼らに与えた二〇〇〇クルザドをその〔インド〕領国内の支払いの良い所に設定すること、および以前から彼らが所有していた二〇〇〇クルザドの支給については、従来通りの所で継続すること、彼らが日本においてこれに匹敵するレンダを持たない限り、彼らは毎年この四〇〇〇クルザドの全額を有するものとするが、もしもレンダを得たら前述の金額になるまで差し引くことを決めた。また彼らの負債の返済のために、朕は一回のシナ航海権メタ・デ・ド・プロセ・イ・ド・ウァ・ウイ・ア・シエン・ダ・シナの売上の半分を彼らに与えた。

彼ら〔イエズス会修道士〕はこの航海権をその資格ある人物に譲り、そしてその者は一六〇七年三月二日以前

に与えられた内の空いている航海権を行使してもよいものとする。その航海権を譲ったならば、三万クルザドに値するであろうと判断してのことである。そして残りの半分を朕はマラッカの要塞化に充当した。

このように決定され、これら修道士たちはその恵みを受納し、生糸取引を放棄したのであるから、新たにその取引をする理由はない。朕がこの件について書簡で命じた事柄を遂行すること。⁽⁶⁴⁾

一六〇一年一月一日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

その〔インド〕領国の総督ゴウエルナドルであった首座大司教〔ドン・フレイ・アレイシヨ・デ・メネゼス〕のことであり、一五九四年一月二日ゴア大司教になり、一六〇七―一六〇九年インド総督を務めた⁽⁶⁵⁾は、前述の〔マカオ〕市の要塞化のために一回の日本航海権ウイ・ア・シエン・ダ・シヤパンを与え、売上の半分は朕の資産とし、ゴアに送って大砲のための銅の買入れに充て、半分はその要塞化に充てることにした旨、貴下は述べている。朕はこの決定を承認する。カピタンたちが自分自身の利害や個人的理由でマカオ港で越インヴェルナル冬し、次の年のモンスーンで航海を行うのを常とするので、シナから日本への航海が毎年行われない

ために、朕への奉仕と朕の資産にとって大なる弊害を来たしているとの報せを受けた。それ故朕は、毎年確実に航海を行うよう命じる勅令^{プロヴィザン}を發した⁽⁶⁶⁾。それは本書簡と共に貴下に送付されるであろうから、完全にそれを遂行せしめること⁽⁶⁷⁾。

(57) 一六一〇年十一月一日付け、リスボン、勅令^{アルヴァラ}。

カピタンたちが自分自身の利害や個人的理由でマカオ港^{インヴェルナル}で越冬し、次の年のモンスーンで航海を行うのを常とするので、シナから日本への航海が毎年行われないうために、朕への奉仕と朕の資産にとって大なる弊害を来たしていることを考慮し、朕は前述の航海を確実に毎年行わせることとする。前述のマカオ港で越冬し航海を行わないカピタンは、すでに航海を行ったものとして直ちにゴアに戻らせる。そして彼の後を継ぐカピタンが、越冬をしたカピタンがそれをせずに航海を行っていたならそうしていたであろうように、次の年に航海を行うものとする⁽⁶⁸⁾。

(58) 一六一一年七月一日付け、リスボン、勅令^{アルヴァラ}。

在日イエズス会修道士たちが、教皇と朕が喜捨として与えた年^{オルディナリアス} 金を生糸に投資して、シナから取り寄せるのを継続せねばならないとの申し立てを見、そして日本

において彼らが靈魂の改宗によって神に対して多大な奉仕をしていること、その喜捨がかねまたは銀で彼らの許に届いたのでは、彼らを満足に支えることが出来ないこと、セミナリオその他キリスト教会にとって必要な諸事を一層良く維持せねばならないこと、銀は日本で価値がある生糸の見返りとしてその国から齎される商品であること、修道士や教会聖職者が商取引をしてはならないと^{ダイレイト・デイヴィン} ^{ダイレイト・ウマン} 神 法や人定法が禁止している理由を考慮して、朕は以下のように決定する。

すなわち、一六〇八年一月二三日および一六一〇年二月二〇日付けの朕の書簡によって、日本で改宗に従事している者は如何なる商業をもしてはならない旨命じはしたが、前述のイエズス会修道士たちは従来通りこの生糸取引を続けてもよい。そして一六〇七年八月二日付けで彼らに發給した勅令^{プロヴィザン}により、前述の商業を放棄することを考慮して従来からの二〇〇〇クルザドに加えてさらに増額した二〇〇〇クルザドは、給与しないものとする旨言明する⁽⁶⁹⁾。

(59) 一六一二年三月七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教およびイエズス会日本準管区長から、日本に

おけるナウ船の燔沈により、日本およびシナのキリスト教会が大いに窮乏している旨の訴えがあった。かの地にいる聖職者たちに対して朕の資産から支払われる^{オルデイナーリクス}俸⁷⁰ 禄や喜捨が、きちんと給与されることを朕は望むしそれが正当であるから、朕は貴下に、彼らに対する支払いが良く行われる処に、それらを設定するよう依頼する。

(60) 一六一二年三月二六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

副王ルイ・ロレンソ・デ・タヴォラ〔一六〇九—一六一二年〕は朕に、シナからのナウ船護衛のために派遣した艦隊は良き結果を齎したこと、オランダ人が退去しない限りそれが必要であろう、ということを知ってきた。彼はさらに、少なくとも十二艘のガレオン船からなる艦隊をその「インド」領国に保有してモルッカの海域を監視することが、朕に対する奉仕にとって極めて適切であること、さらにその領国に隣接したマニラに六艘のガレオン船からなる艦隊を保有すればその海域からオランダ人を退去させることは容易であろう、と朕に書き送ってきた。

彼はこの艦隊は二つの目的を果たすことが出来るとい

う。すなわち、必要な事態にに応じて、シナ・日本・マラッカからのナウ船の往復を警護するために、それ〔艦隊〕からガレオン船を割くことが出来る。オランダ人は捕獲品がなければ貿易を続けることが出来ない。朕は貴下に対し、前述の艦隊を作るために出来る限りの努力をするよう依頼する。朕はマカオ市に書き送り、他の市よりも利害関係が深いのであるから、日本航海のカルデイ⁷¹ランの一部を割いて、ガレオン船の整備や準備に必要な品物を同市に用意しておくよう、指示する⁷²。

(61) 一六一二年三月二七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

シナ司教フレイ・ドン・ジョアン〔「ピント」・ダ・ピエダデから、マカオ市の母^{エクレシヤ・マトリス}教会のために、マカオからコチンシナへの航海およびマカオから日本への航海権を与えてくれるよう朕に要請してきた。同航海権をカピタンたちは、毎年リアル貨五〇〇パルダウで売却するのを常とする。また時には、マカオからカンボジアへの航海やマカオから日本への航海権が、リアル貨三〇〇パルダウに値になる。彼からの要請を聞き入れることが出来るよう、朕は貴下に対し、その値、関係の規則^{レジメント}や勅^{プロワイザン}令に基づき日本航海を行う者に関する事柄、それら

の航海を行うのか権利を売却するのか、司教に譲与するについて不都合があるか等、これらの航海権について情報を得るよう依頼する。その他彼の俸禄^{オルデト}について、支給が延滞している分を支払うよう貴下に依頼する⁽⁷³⁾。

(62) 一六一三年二月一六日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

インド・日本両管区のイエズス会修道士たちの総代理^{プロクラトル・ジェラル}から、副王ルイ・ロレンソ・デ・タヴォアラ〔二六〇九一―一六二二年〕の請願書と勅令^{ペテイサン}〔共に一六一〇年一二月一七日付け〕とが提示された。

前述の修道士たちの総代理は、前述の請願書に記述されている諸理由により、前述の勅令^{アルウアラ}を確認してくれるよう、朕に要請した。朕は、彼に対しその勅令の内容通りに確認し、次のことを言明する。すなわち、レンダを徴取する代理人の手以外からは支払いを受けてはならない。代理人は不払いがあつてはならない。他のすべてに優先してその支払いをせねばならない。副王はその権限にもかかわらず、この件では代理人に命令を与えることは出来ないものとする。またもしも代理人が修道士たちに支払いをしなかつたら、彼らは国王の裁判に訴えてもその遂行を求め、代理人の資産からでもそれを取得出るものとする⁽⁷⁴⁾。

(63) 一六一三年二月二〇日付け、リスボン、勅令^{アルウアラ}。

インド・日本両管区のインド修道士たちおよびクラノゴル大司教の総代理^{プロクラトル・ジェラル}から、副王ルイ・ロレンソ・デ・タヴォアラ発給の二通の勅令^{アルウアラ}（一六一一年三月二五日および一六一一年五月一〇日付け）の写しが提示された。

前述の総代理は、前述の二通の勅令に記述されている諸理由により、それらの勅令を確認してくれるよう、朕に要請した。朕は彼に対し、それらの勅令をその内容通り確認し、次のことを言明する。

すなわち、前述の大司教・修道士たち、および教区司祭^{クレリゴス}は、前述の二通の勅令の中に明記されている^{オルデイナリアス}年金の支払いを、レンダを受け取る代理人^{フェイトレス}たちの手から取得すること。彼ら大司教・修道士・教区司祭^{アルデアス}が村^カやレンダ徴取役^ベから〔直接〕徴取するのではなく、前述の如く代理人たちの手から支払いを受けること。代理人たちは、たとい副王から命ぜられても他のことにそれを消費することなく、前述の年金を何ら不足なく彼ら大司教・修道士・教区司祭に支払うこと。また副王はこの件では、代理人に命令を与えることは出来ないものとする。またもしも代理人たちが前述の年金の支払いをし

なかつたら、大司教・修道士・教区司祭等は国王の裁判に訴えてもその遂行を求め、代理人の資産からでもそれを取得出来るものとする。⁽⁷⁵⁾

(64) 一六一三年三月四日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

副王ルイ・ロレンソ・デ・タヴォラからの訴えを聞き、朕は貴下に対して、この日本航海権がマラッカのカピタンたちに帰属するかどうか調査するよう依頼する。そしてもしもそうなら、彼らカピタンの見解を聞くまではそれを他に与えてはならないものとする。またもしも彼らに帰属しないならば、マラッカにおいて衣服その他持つていくその他の品物について税金が支払い済みである限り、マラッカ住民であれ他の住民であれ、何人でも希望する船でその航海をすることが出来るものとする。⁽⁷⁶⁾

(65) 一六一三年三月一七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

インド副王ルイ・ロレンソ・デ・タヴォラから、ドン・ヌノ・デ・ソトマヨールがマカオ市と司教の指示で日本に行き、日本国王と同王子に謁見し、彼らから歓待され、航海再開可能の段取りをつけた旨、書き送ってきた。朕は貴下に、この件で自分の義務を果たしたドン・

ヌノに対し、国王に代わり謝意を表するよう依頼する。⁽⁷⁷⁾
 (66) 一六一三年三月二七日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

シナ司教（フレイ・ドン・ジョアン・ピント・ダ・ピエダデ）が朕に書き送り、シナ司教区をマラッカ司教、または資産^{ポセ}および確かな俸^{オルデナド}禄を有する日本司教に帰属させたい旨要請してきた。同司教はドミニコ会士であるし、この件を処理するには、当地には司教が聖職^{レヌンシアサン}禄譲渡を行うだけの権限がないので、朕は貴下に対し、貴下の見解を添えて最初の船便でそれを送付してくるよう依頼する。⁽⁷⁸⁾

(67) 一六一四年三月一〇日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教が、過去の損失と多年シナから日本へのナウ船が欠航したため、および燔沈したナウ船に積んだまま失ったために、物質面で非常に窮状にあることを訴え、支給が滞っている分と今後の給付分^{オルデナドス}について俸^{オルデナドス}禄を確実に支払ってもらいたいということと、ミサのための葡萄酒二樽を恵んでほしいと朕に要請してきた。彼にあらゆる恩恵を施しその俸禄をきちんと給与するのは正當なことであるから、朕は貴下に対し、一六〇七年一月一

七日付けの朕の書簡で命じた通り彼に支払うべきものをすべて支払うこと、ナウ船が日本に向け御地を出発する時にその支払いをすること、および今後毎年ミサのため葡萄酒二樽を彼に与えるよう依頼する⁽⁷⁹⁾。

(68) 一六一五年二月一四日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

シナ貿易を意図するオランダ人が、ポルトガル船の日本への航路に当たる台^{イリヤ・フォルモサ}湾に入港しているとの情報を得た。朕は貴下に対し、これらの敵が台湾の港で入手し得る便益についての情報を得ること、および彼らが台湾を占拠することがインド領国に如何なる損害を及ぼすかを考慮し、それに基づいてこれを除去する手段を考え、それを実行するよう依頼する⁽⁸⁰⁾。

(69) 一六一五年二月一四日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

シナ司教から、俸^{オルデナトス}禄の不払いを訴えてきたこと、マカオ市の母^{エドレシヤ・マトリス}教会はインド領国の他の母教会とは違い、朕の資産から何も得ていないこと、および同司教が、マカオからコチンシナへの航海、マカオから日本への航海、マカオからカンバヤへの航海——この航海はリアル貨三〇〇パルダウに値する——をかの「母」教会に恵んでは

しいと要請してきたことを、朕は同「一六一二」年三月二七日付け書簡で貴下に書き送った。

朕は貴下に、この件についての情報を求めた。貴下はその中で、これらの航海は、インド領国副王の勅^{プロヴィンシエ}令によって日本のカピタンたちに与えられる慣例になっていること、同カピタンたちではない他の人々によって航海が行われると、弊害が生じうること、ことにこのような重要な事柄に教会聖職者が関与するのは、彼らの修道誓願に適っておらず、朕に対する奉仕にとって適切ではないことを述べている。

朕は貴下に対し、同司教その他の聖職者^{クレ}への支払いについては何らの不足も遅滞もなく、きちんと言う指示を与えるよう命じる。そしてそのためには、マラッカのカピタンやその要^{フォルタレザ}塞における朕の資産管理の役人たちが有効に彼に給付をするよう、勅^{プロヴィザン}令を発するよう命じる⁽⁸¹⁾。

(70) 一六一五年二月二〇日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕の許可を得て行われる日本航海権の売却が、その職務に要求される資質と能力に欠ける人物に対して行われていること、そのために朕に対する奉仕において多大の不都合と混乱を来たしていることを知った。可能な限り

これを是正するのが適切であるから、朕は貴下に対し、そのように尽力し、これの売却はカピタン職の義務を遂行することが充分出来るだけの人物に対して行うことを命じるよう依頼する。⁽⁸²⁾

(71) 一六一五年二月二〇日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

マカオの聴訴官マヌエル・ルイス・コエリヨが朕に次のように書き送ってきた。香葉のナウ船をシナに伴う艦隊のゴア出帆が遅れるために、時折往路帰路のいづれかで越冬する事態が生じ、そのため朕の税関、朕への奉仕、インド領国全体が多大な損害を蒙っている。それ故、前述の艦隊が貴市「ゴア」を四月初には発つよう、朕から命じなければならぬと思う。そうすれば越冬の被害を蒙ることなく、日本のナウ船が「マカオを」発つはるか以前にマカオに到着することが出来て、同「マカオ」港において六〜七カ月越冬することに伴う余計な経費を掛けずに済む。また日本の港で帰航に必要な物をすべて安価に補給し、それを積んで一月にマカオに入港することが出来る。これは香葉のナウ船を護衛してインドに戻ることが出来る時期である。そのナウ船は常にマカオを一月に発つ。この警告は、一六一二年に日本に向けて

発つたナウ船で既に実行された、と。

前述の聴訴官の指摘を考慮して朕は、南に向かう艦隊が常に四月初に貴「ゴア」港を発つよう、出来るだけの努力をすることを貴下に依頼するのがよいと考えた。

日本のナウ船を護衛するのに間に合うように、同艦隊が到着出来ることの利点として彼が言う事柄については、朕は貴下に対し、領国枢機会議にこの件を提議し、そこでの判断次第でそれを遂行するよう依頼する。⁽⁸³⁾

(72) 一六一五年二月二一日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は先に、マカオの要塞化のために、一回の日本航海権および空席のすべての航海の売価の半分を同市に贈与したが、この航海について近年発せられた勅令が、他のすべてに先行する旨命じているために、「マカオ市への」その贈与の実践には困難があるうということ、朕に書簡で言ってきた。

この件についての同市の言いは尤もであり、このことでは同市が求めるような恵みを与えねばならないと朕に思われたが、しかし朕が貴下に発信し、今回のナウ船団で齎される命令で、三年間その「インド」領国のすべての職務を貴下の裁量に委ねたことを考慮し、貴下は、

他の航海が終わったらマカオ市への約束が果たされると
いうことを、同市に報せること。そのために貴下は、そ
の旨記録に留めるよう命じること。⁽⁸⁴⁾

(73) 一六一五年二月二一日付け、リスボン、インド副王宛
て書簡。

マカオの要^{フォルテイフイカザン}塞化に関して貴下が書き送ってきた事、
および現今カピタンは戦争や前述の要塞化に対応出来る
ようかの地「マカオ」に常駐することが、朕に対する奉
仕にとつて利するところ大であるということを披見した。
この件の重要性を考慮し、朕は貴下に以下のことを申し
伝えるのがよいと考えた。

すなわち、シナ人たちは自分の土地に外国人が近づき、
そして入ってくるのを非常に恐れるのを常とすることが
分っているので、彼らが疑惑を抱かないよう彼らに対し
ては細心の配慮をせねばならない。前述の「マカオ」市
と貿易とを失うことになるかも知れないとの懸念が大き
いからだ。それ故、前述の要塞化を問題にする前に、貿
易を続けオランダ人たちの意図に対する守りのために必
要なこととして、シナ人たちがそれ「要塞化」を認め
て援助するように、先ず彼らに働きかけねばならない。

今カピタンがその地に常駐することによって彼ら「シ

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

ナ人」が疑惑を抱くのを避けねばならず、しかしその一
方で戦争には長がいなければならぬのでその必要に対
応するために、朕は、日本航海のカピタンが「マカオ
に」いない時には、信頼の置ける武人^{オウイトル・デ・カバ・エ・エスバダ}の聴訴官を
あの「マカオ」市に送ることにする。彼は、「日本」航
海のカピタンがいる時は彼の「聴訴官の」職務のみを行
うものとし、カピタン不在の時にそれと合わせて戦争の
指揮もとる。そしてカピタンは、他の人物にそれを委ね
ることは出来ないものとする。

要塞化についてはシナ人たちに対しては巧みな対応を
するようこの者「聴訴官」に委ねるが、この件について
自分たちに許可または同意を求めるであろう、同意なし
には行なわないであろう、などとマンダリンたちが決し
て思わないように、注意を払うこと。というのは、彼ら
「マンダリン」がこの件の処理の仕方に関して、自分た
ちがマカオにおいて何らかの管^{ジュリスディクサン}轄権⁽⁸⁵⁾を持っているな
どと思ひ込むのは有害だからである。

(74) 一六一六年一月九日付け、リスボン、インド副王宛て
書簡。

日本司教から朕に次のように訴えてきた。ゴアから非
常に遠く離れた、世界の果てに居るためにミサのための

葡萄酒に極めて不自由していること、その地には葡萄酒がないし、また一樽二〇〇〜三〇〇シエラフィンもするので司教にはそれを買うかねもないために、彼の司教区サセルドテスの司祭たちはしばしば日曜と聖人の祝日しかミサを挙行しない、時にはただ一人だけにミサを挙げ、他の者たちはそれを聞いていただけだということも起こっている。と。彼は朕に対し、克蘭ガノル大司教に与えているのと同様、葡萄酒とオリブ油の俸オルデイナリア 禄を喜捨として与えてくれるよう要請した。

この司教区は新しいものではなく、彼が司教の叙階を受け、必要な贈与金ドテを与えられたのはすでに何年も前であつて、その後今までにこのような要望を処理したことはないので、朕は貴下に対しこの件に関する情報を求め、そしてさらに、この司教区ビスパドが有する俸オルデイナリア 禄と贈与金ドテについて、その「司教区」にはイエズス会修道士以外に在俗サセルドテス・クレリクス・エ・セクラレスの教区司祭の司教座聖堂参事会カピがあるかどうかに関し、および日本の同「イエズス会」修道士たちが有する俸オルデイナリア 禄とレンダについて、知るのがよいと考えた。

この点について貴下が知り得たことに、貴下の見解を添えて朕に報せること。そして、もしも前述の司教にこ

の「葡萄酒とオリブ油の」俸オルデイナリア 禄を与えねばならぬことが貴下に明らかになったら、それに遅延しないこと。⁽⁸⁶⁾

(75) 一六一六年二月六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

反逆者たち「オランダ人」との貿易を止め、彼らがあるの「日本」王国に設置した商館フエイトリヤを排除しよう説得するために、貴下が日本に使節を派遣したとの報せを見て、貴下に深謝する。この件は重要であるから特に配慮し、所期の目的を遂げるため出来るだけの手段を講じて尽力するよう、重ねて貴下に依頼する。貴下が書き送つてきたその使節の結果その他について、朕に報せること。⁽⁸⁷⁾

(76) 一六一六年三月一四日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本にいる司教と修道士たちの俸オルデイナリア 禄がきちんと支給されるのが、神と朕に対する奉仕にとつて極めて適切であるから、朕は貴下に対し、これら「の俸禄の支払い」を他に優先して行なうよう命じる。朕がそれをサルセツテアルデイア 村アルデイアに設定するよう命じたにもかかわらず、貴下が其処において彼らにその支払いをするよう命じたかった理由を、最初の便で朕に報せること。

シナの修道士たちに対しても義務をすべて果たすよう、
貴下から命じること。⁽⁸⁸⁾

(77) 一六一七年二月二日付け、リスボン、勅令^{アルヴェアラ}。

朕は前述の「インド」領国の、現在および将来の副王
または総督に対し、前述の「サルセツテ」における収入の
使用用途に関する」勅令^{プロヴィンシエス}を何らの疑念もなく執行する
よう命じる。またこの「サルセツテの」レンダに設定さ
れている俸^{オルデナドス} 禄は、克蘭ガンノル大司教と日本司教の
俸^{オルデナドス} 禄を除き、きちんと支払われる別の場所に設定する
よう命じる。⁽⁸⁹⁾

(78) 一六一七年二月五日付け、リスボン、勅令^{アルヴェアラ}。

日本管区のイエズス会修道士たちの扶養のためにレン
ダとして、毎年一〇〇〇クルザドをマラッカ税関から支
払って彼らに与えることにしてあるが、その地「マラッ
カ」に守備兵が配置され税関に収入がなくなったため、
十一年間これが支給されておらず、同管区は現在非常な
窮乏に陥っている旨朕に陳情してきたので、朕は前述の
一〇〇〇クルザドは、シナからあの「マラッカ」要塞^{フォルタレザ}
に赴くナウ船の税^{デイレイトス} 金によって、その地で支払われるべ
き他のすべてに優先して彼らに支払うことに決める。そ
の税金で彼らに支払うことが出来るナウ船がない場合は、

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

前述の税関のその他の収入からきちんと支払うこと。前
述の一〇〇〇クルザドについて、支払いが滞っている分
の利子についても、前述の管区に実際に支払われる所に
設定して、正確に彼らに支払うこと。このため、朕はイ
ンド地方の副王または総督^{ゴヴェルネドル}、およびその地方におけ
る朕の財務官^{ウエドレ・ス・ダ・ミニヤ・ファゼンダ} たちに対し、前述の修道士たちが
正当な理由あって不満を抱くことのないよう、本勅令を
その規定通り遵守遂行し、また遵守遂行せしめることを
命じる。⁽⁹⁰⁾

(79) 一六一八年二月一日付け、リスボン、インド副王宛て
書簡。

朕は、マラッカで発生したカピタン・ドン・ジョア
ン・ダ・シルヴェイラ「マラッカ要塞^{フォルタレザ}カピタン、一六
一六―一七年⁽⁹¹⁾」と司教「マラッカ司教ドン・ゴンサロ・
ダ・シルヴァ、一六一三―三六年⁽⁹²⁾」との間の紛争⁽⁹³⁾におい
て、このドン・ジョアンが武装した日本人で構成された
守備隊を率いて教会に入ることによって、大なる混乱を
惹き起こすかも知れない契機を与えたことを考慮し、前
述の日本人は忠実な国民ではないので、特にあのような
重要な場所で彼らを起用するのが如何に危険であるかを
知って、敵に取り囲まれた場所に武装した日本人が入る

のを許したのは、彼らが不忠実の故に取り返しをつかない損害が生じるかも知れない不注意が行なわれたことを、朕は非常に不愉快に思った。

今後同様な不注意が起こらないように、朕は、マラツカのカピタンは何人も、守備隊はポルトガル人のみとし、日本人・ジャワ人・マレー人その他その地域の何国人をも守備隊に起用してはならない旨命じる。これがきちんと遂行されるように、朕は貴下に対し、必要な命令を与えるよう強く依頼する。⁽⁹⁴⁾

(80) 一六一八年二月一日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は別便で貴下に対し、マラツカ要塞^{フォルタレザ}、特にナオス島^{イリヤ・ダス・ナオス}に作り始めた要塞の補強^{フォルテイフィカサン}を依頼したが、この問題の重要性の割にはそれに専念することもあるまいと思われるので、朕は、時を失することなくこれをやり遂げるよう、改めて貴下に前述の補強のことを思い起こさせるのがよいと考えた。そしてマラツカにあるかねを速やかにそれに費やすよう命じる。

かの「マラツカ」市が、前述の補強^{フォルテイフィカサン}の工事のため一回の日本航海を贈与してくれるよう、朕に要請してきた。朕は貴下に対し、もしも前述のかねでは足りず、

この航海をもそれに充当する必要があると判断するならば、そうするよう指示するのがよいと判断した。⁽⁹⁵⁾

(81) 一六一八年二月五日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

オランダ人たちが日本に商館^{フェイトリア}を設置したこと、彼らがそれを保有することによって、朕に対する奉仕にとつて多大な不都合を来たすかも知れないということを知つたので、朕は貴下の前任の副王ドン・ジェロニモ・デアゼヴェードに対し、使節その他出来る限りの方法を講じて、彼ら「オランダ人」との貿易を止めさせるようかの「日本」国王に働きかけることを命じた。⁽⁹⁶⁾ 朕は貴下にも同じ指令を与えた。

前述のドン・ジェロニモは昨年 of 便で朕に次のように書き送ってきた。すなわち、現在統治している「日本」国王は「インド」領国と非常に敵対する立場にあり、キリスト教徒の迫害者であつてイエズス会パードレたちを国外に追放したのであるから、彼の生存中はこの件で彼が日本に送つた使節は、何ら成果を上げないであろう、と。

しかし、彼「同国王」は高齢であるから今後余り生き永らえることは出来まい、との情報を得ているし、この

件は現在貴下が関与するであろう案件の中で最も重要な事柄の一つであるから、貴下に対する前述の指令により、貴下がオランダ人の商館の廃止に向け最も適切なすべての措置を講じたであろうことは確かではあるが、これらの敵たちはその「商館の」保有のために多大な配慮を傾注するであろうから、朕はここに、この目的のために必要と考えられる措置を講じるよう改めて貴下に依頼するのがよいと思つた。⁽⁹⁷⁾

(82) 一六一八年四月三日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教から、彼の司教区の司祭たちは葡萄酒不足のために日曜と聖人の祝日以外にはミサを挙行していないと言つて、朕に葡萄酒とオリーブ油を求めてきた。彼「司教」に回答するために、朕は貴下に対し、前述の司教の言い分の根拠を調べ、そして思うところを朕に報せよう依頼するのがよいと考えた。⁽⁹⁸⁾

(83) 一六一八年四月三日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

日本司教は、自分の俸^{オルテナドス} 禄をかつて朕が設定したレナウリン〔ベナウリン Benaulim の誤〕^{アルデア} 村において支給してくれること、およびその支給が滞っている分を支

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

払ってくれることを朕に要請してきた。かの「日本」教会の現在の難局を救うためである。彼の要請は正当であるから、朕は、この俸禄をすでに決まっている通り、前述のベナウリン村に設定し、もしも滞っている分があれば、前述の村または何処か別の余裕のある所の収入できちんと支払い債務を清算しよう命じる。⁽⁹⁹⁾

(84) 一六一九年二月二六日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

貴下の前任の副王であるドン・ジェロニモ〔デ・アゼヴェド〕が朕に勧告してきた通り、使節を日本に派遣して、オランダ人たちが日本王国において確立しようとしている貿易を排除するよう日本に働きかけるようにとの命令を貴下に与えたが、昨年朕の許に届いたそれに対する返書で、貴下は前述の使節は成果を上げることが出来ない理由を述べ、そして日本の諸事情と統治に変化が起こつてそれが可能になり次第、この件で最も朕に対する奉仕となることを行なうべく心を配っている旨朕に書き送つてきた。

それを見て朕は貴下に対し、前述の使節が有効となる機会があれば、既に貴下に与えてある前述の指令に従つて、貴下が最もよいと判断する仕方での派遣を命じる

よう指示するのがよいと考えた。そしてこの件で貴下が
行なうことを朕に報らせ、日本のキリスト教会の実情と、
その地におけるオランダ人たちの狙いについて分つたこ
とを朕に報告すること。⁽⁸⁵⁾

(85) 一六一九年三月七日付け、リスボン、インド副王宛て
書簡。

貴下は昨年の便で朕に次のことを書き送ってきた。日
本司教が四年前に死亡した。あの教会は司教座聖堂参事
会を持たない。かのキリスト教会全体は苛烈な迫害下に
あり、司祭たちは諸島外に追放されている。イエズス会
修道士たちはその諸島で教会再建に努力している。朕が
かつて貴下に命じた、あの教会が有する贈与金、および
同教会へのその他の恵みや喜捨について、朕に報告す
るつもりである、と。

それを見て朕は、次のように貴下に申し述べるのがよ
いと考えた。あのキリスト教会の難局を朕は特別遺憾に
思った。主が救つて下さるに相違ないから、貴下が最初
の便で朕に、同教会に関するより良い情報を寄せるもの
と期待している。

こちらからあの教会に高位聖職者〔デイオゴ・コレ
ア・ヴァレンテ、一六一八年一月―一六三三年一〇月日

本司教⁽⁸⁶⁾を補充する。昨年のナウ船に乗船したので、無
事到着したものと思う。彼および日本に潜伏したと貴下
が言うパードレたちがいれば、貴下も出来るだけのこと
をすると確信するので、迫害下にあつて信徒たちが蒙つ
ている難儀に対しても対策が講ぜられて、その多くが和
らげられるものと信じている。

朕が貴下に指示したあの教会の贈与金、その他の恵みや
喜捨について、報告を送ってくるのが適切であるから、
もしも待っている〔次の〕ナウ船団で送られてこない場
合は、この〔今リスボンを発つてインドに行く〕ナウ船
団の帰航時にそれを行なうよう、貴下に強く依頼する。⁽⁸⁷⁾

(86) 一六一九年三月二二日付け、リスボン、副王宛て書簡。
シナに入国しようとするイエズス会修道士たちは、マ
カオを出たことが突き止められないよう身を隠すこと、
またシナ人たちが捕われの身となることのないように、
そして彼ら〔シナ人〕が憎悪している日本人と〔イエズ
ス会修道士とが〕交渉を持つていることについて彼ら
〔シナ人〕が不満を抱くことのないように、最大限必要
な備えをするよう貴下から注意を与えること。⁽⁸⁸⁾

(87) 一六二〇年三月五日付け、リスボン、インド副王宛て
書簡。

オランダ人の日本貿易を阻止するように貴下に命じたのに答えて、昨年の便で貴下が書き送ってきたことを見て、朕は貴下に改めて、この件で貴下に命じたことを機会を失せず遂行し、前述の貿易の絶滅に向けて尽力するよう依頼するのがよいと考えた。この領国エスタドが南の地域ルにおいて有するものを保持するために、それが適切だからである。⁽¹⁰⁴⁾

(88) 一六二〇年三月五日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は貴下に対し、日本の諸事情が許せば直ちに司教にあの「日本」教会に行かせて、彼の羊たちを援助させるよう、貴下に強く依頼する。⁽¹⁰⁵⁾

(89) 一六二〇年三月二八日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

一六一八年四月三日付けの朕の書簡(106)に答えた、貴下の昨年二月一三日付け返書を披見した。その「インド」領国の副王であったドン・ジェロニモ・デ・アゼヴェドが「日本」司教に対して定めた葡萄酒オルテイナリア一樽の俸オールド 禄を毎年彼に与えるよう、そして日本に修道士が居る限り彼がそれに事欠くことのないよう命じること。しかし、日本に彼ら「修道士」が居なくなったら、前述の葡萄酒の俸禄

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

は停止すること。オリブ油の俸禄は、これまでに給与したことがないので、考慮しなくてもよい。⁽¹⁰⁷⁾

(90) 一六二三年二月一日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕がナオス島(108) Ilha das Naos の要塞化のためにマラッカ市に与えた日本航海権に関して、昨一六二二年の便で総督フェルナン・デ・アルブケルケ（一六一九―二二年）⁽¹⁰⁹⁾が朕に書き送ってきたことを披見した。

その「インド」領国の諸都市や要塞ポラスの要塞化のために与えられた航海権は、このような目的のために与えられたのだということを明確にしてその航海を行わせるよう、貴下に依頼するのがよいと考えた。公共のための前述の航海は、個別の利益の追求に優先して行なわれるべきだからである。⁽¹¹⁰⁾

(91) 一六二三年二月一日付け、リスボン、インド副王宛て書簡。

朕は貴下に対し、そのために与えられた日本航海権を売却したかねを資金に、ナオス島イリヤ・ダス・ナオスの要塞フォルテを完成させ、大砲の配備を終えるよう、命令を与えることを依頼する。同航海権はマラッカにおいて一万六〇〇〇クルザドで売却された旨、総督フェルナン・デ・アルブケルケが朕に

書き送つてきた。(三)

以上日本に関するポルトガル国王文書九一通の内容を、整理分類してみる。(一通をその内容から複数項に数えた場合もある)。

- 一、日本航海権の譲与に関するもの。1・2・3・4・5・6・7・11・15・19・24・46・48・49・50・52・54・55・56・61・69・70・72・80・90・91……26通
- 二、日本司教に対する経済的支援に関するもの。16・21・22・27・31・33・38・39・45・55・59・63・67・74・76・77・82・83・85・88・89……21通
- 三、日本イエズス会士への(経済面その他)支援に関するもの。17・18・20・23・25・28・30・38・40・43・47・55・58・59・62・63・74・76・78・85……20通
- 四、日本イエズス会士の商業活動に関するもの。13・17・20・47・51・55・58……7通
- 五、スペイン系托鉢修道会対策に関するもの。26・32・34・35・36・37……6通
- 六、シナ司教区(シナ教会)に関するもの。29・61・66・69・76・86……6通
- 七、日本航海および日本航海のカピタンに関するもの。

- 32・56・57・64・71・73……6通
 - 八、オランダ人対策に関するもの。60・68・75・81・84・87……6通
 - 九、日本司教の権限に関するもの。29・42・43・66・85……5通
 - 一〇、キリシタン大名対策に関するもの。8・9・10・14……4通
 - 一一、日本人奴隷を禁じる件に関するもの。12・41・44……3通
 - 一二、日本貿易からの収益の用途に関するもの。46・50・60……3通
 - 一三、日本の暴君対策に関するもの。28・35……2通
 - 一四、台湾に関するもの。53・68……2通
 - 一五、東西インド間貿易を禁じる件に関するもの。32・51……2通
 - 一六、マカオ・コレジオ創建に関するもの。25……1通
 - 一七、日本人守備隊の雇用に関するもの。79……1通
 - 一八、日本での商業取引に関するもの。12……1通
 - 一九、日本貿易再開交渉に関するもの。65……1通
- 先ずこの内、一の日本航海権の譲与は、譲与される先

の問題であつて、日本關係の事柄とは言えない。従つて一を除いた残り二一一九の合計九七通について、内容別の比率を見ると、一一・三・四・五・六・九・一〇・一三・一六の合計七二通は、すべて日本布教に關する内容だと言つてよい。九七通の内の七四パーセン余に上る。

日本に關するポルトガル国王文書が何を取り上げてゐるか、そこにどのようなことが書いてあるかということ、同国王の日本に關する關心が何に向けられていたか、ということを知る上の材料になると思ふ。全体の七四パーセント余が日本におけるカトリック布教を支援し、その伸展・繁榮に資するためのものであつたということ、は、興味深い事実と言つてよい。自国の利益に直結する、まさに緊要な外交問題と言えるオランダ人対策や台湾問題は、合わせて八通にしかない。つまり、ポルトガル国王の対日外交と言つても、その關心は殆どすべて、日本におけるカトリック布教をいかに支援するかという点に向けられた、と言つてよい。外交は自国の利益のために外国に対して展開する交際・交渉だと言つても、ポルトガル側、とくに国王政府は日本のことをほとんど布教地としてしか見ていなかった、と言わねばならない。

キリシタン時代の日ポ關係は布教と貿易の關係であつ

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

たと言えるが、その内貿易はポルトガル領マカオと日本とが行つたのであつて、ことポルトガル国王については、日本に対する關心の大部分はカトリック布教であつたと言つてよい。日本においてカトリック布教を推進することとは、確かにカトリック教会のためであるが、同時にそれはポルトガルのためでもあつた。とくに、スペイン系托鉢修道会を排してイエズス会に限つた上で、そのポルトガル系イエズス会士による日本布教の進展は、まさにポルトガルの利益に適つたことであつた。

日ポ關係はキリシタン布教と貿易とからなる、という嚴然たる事実であり、その内、キリシタンは専らポルトガル国王の關心事であり、日ポ外交と言つても、ポルトガル本国と日本との間を取り結ぶものはカトリックしかなかった、と言つても言い過ぎではない。従つてそこにおいては、小論の論題に立ち返つて宣教師が主役を務めるのは當然と言える。

三

一方、日ポ外交を嚴密に日本とポルトガル本国の間の外交を意味するとして、キリシタン時代の日本側に、対ポルトガル外交を主体的に展開しようというような動き

は無いか、または有ったとしてもそれは限定的なものであつたと言つてよいと思う。

西国諸大名がポルトガル国王に書簡を送つた事實はあ
る。一五五一年、大友義鎮がポルトガル国王に書簡を認
めたことが分つて⁽¹¹⁾いる。一五八二年、有馬晴信は天正少
年使節に託してポルトガル国王に書簡を送つた⁽¹²⁾。同年、
大村純忠も同国王に書簡を送つた⁽¹³⁾。同じく大友宗麟も同
国王に書簡を書き送つた。但し大友宗麟の書簡はスペイ
ン国王ドン・フェリペ宛てになつて⁽¹⁴⁾いるが、これは後に
便宜上付されたもので、元来はポルトガル国王宛てとあ
るべきものである⁽¹⁵⁾。

しかしこのような西国諸大名がポルトガル国王に書簡
を送つた事實をもつて、日本の対ポルトガル外交とは言
えない。第一内容的にこれらの書簡は、イエズス会宣教
師の派遣を得て真の宗教に帰依することが出来たことに
対する謝意と、巡察師が帰るに際し使節を送る旨を記し
ているのみで、具体的な課題は何一つ見えない。

豊臣秀吉が天正一五年六月一九日(一五八七年七月二
四日)キリシタン禁令を発したのに対し、インド副王ド
ン・ドゥアルテ・デ・メネゼスが折から第二回目的日本
巡察に向かうヴァリニャーノに使節の役を与え、親書を

託して秀吉の許に送り、それに対して秀吉も副王に返書
を送つたことがあつた。現に秀吉が書簡を送つたのであ
るから、これも豊臣政権の外交の一環とされるが、秀吉
が外交を展開した国々、すなわち琉球・朝鮮・高山国・
フィリピン(呂宋)・明に対する外交は、いずれも主体
的に目的意識を持って展開したのと比べ、インド副王に
対するものは、先方から親書が送られてきたから、それ
に対して返書を認めたと⁽¹⁶⁾いう経緯である。そしてその副
王からの親書の内容は、秀吉が宣教師に与えた恩恵に対
する謝辞を述べ、今後一層彼らを優遇してくれるよう要
望したものである⁽¹⁷⁾。要するに秀吉に親書を送つてきた主
旨は、キリシタン布教への支援に尽きる。

それに対する秀吉の返書は、手紙を送るのであるから
様々の大言壮語があるが、その趣意、具体的な課題はキ
リシタン布教の禁止と貿易の許可の二点であつて、先方
から手紙が送られてきたから、それに答えて従来の方策
の基本を再確認したというに過ぎない。手紙が来なけれ
ば恐らく秀吉の方からかう言つた主旨の書簡をインド副
王に送ることはあり得ない。

江戸幕府はそれでは、ポルトガルに対してどのような
外交を行つたのであろうか。豊臣政権の場合と同様、ポ

ルトガル貿易は現に進行している。キリシタン布教については、建て前は豊臣政権の禁令が生きているが、それが殆ど骨抜きになっていた。

江戸幕府統治下において、とくに日ポ関係におけるイエズス会宣教師の役割という点で注目すべき出来事は、慶長一四年（一六〇九年）ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件の発生、およびそのために一時途絶えたポルトガル貿易を再開するための折衝である。

四

「日ポ外交関係におけるイエズス会宣教師」という論題からは、日ポ外交の仲介者として、両者の間に介在して難局を乗り切るために尽力した宣教師の姿を思い浮かべるのが一般であろう。その意味でのイエズス会宣教師の働きについて、見てみたい。

この点豊臣政権の時代と江戸幕府成立後とは、相当に違いがあるようだ。とくに長谷川左兵衛藤広が長崎奉行（慶長一〇年（一六〇五年）―慶長一九年）に就任してから、かなり様相が変わったように思われる。さらに言えば、長崎代官村山当安の存在も大きな意味を持つ。先ず豊臣政権当時はどうであったかについて述べ、次

いでこれが江戸幕府成立後どう変わったかについて見てみる。

天正一六年（一五八八年）夏渡来したポルトガル船にまつわるトラブルとそれがどのように解決したか、見てみる。

豊臣秀吉は天正一五年キリシタン禁令を發布した。その主旨は、宣教師の追放とポルトガル船貿易の奨励の二点である。その内後者については、次の条項のように記されている。「黒船之儀は商売之事候間各別候之条、年月を経諸事売買いたすべき事」。しかし秀吉はその後、ポルトガル船に対しても厳しい態度で臨むようになる。すなわちその直後の天正一六年（一五八八年）夏に渡来したポルトガル船に対し、小西隆佐に二〇万クルザド以上のかねを持たせて長崎に派遣し、九〇〇ピコにも上る生糸を不当に安い値段で買い占めさせた。そしてこの買付けを終えるまでは、他の何人もポルトガル人と取引をするのを禁じた^(註)。この九〇〇ピコの生糸量は、通常ポルトガル船が毎年日本に齎らす生糸量から判断して、恐らく積載していた生糸の大部分であったと思われる。このような買い上げ方法は、従来の取引慣行を破る異例のものであり、ポルトガル側に大きな衝撃を与えた。それに

対してポルトガル側は如何なる反応を示したか。一五八九年七月二八日付けマカオ発ヴァリニャーノのイエズス会総長宛て書簡は、マカオにおけるその状況を伝える。

彼らは、権力者が独占的に有利な先買いをする日本貿易に魅力を失い、翌一五八九年には日本に例年の貿易船を派遣しようとしなかった。ヴァリニャーノは帰国途上の天正少年使節一行を伴って、どうしても至急日本に渡らねばならない事情があった。そこでマカオの関係者に頻りに訴えたが、しかし日本向けの商品はすべてヌエバ・エスパリーニャに送ってしまった、マカオには何も残っていないかった。ヴァリニャーノはカピタン・モールに対し、今日七月二八日までに船を出してくれたら二〇〇〇ドゥカドの報奨金を出すと約束したが、それでも日本に船を出そうという気運は生まれなかった。このためヴァリニャーノ一行は、その年マカオに留まらねばならないことになった。

ヴァリニャーノは、キリシタン教会とマカオ市の利益のために今年なすべき最善の策は、生糸等の商品を積載せずにヴァリニャーノ・少年使節一行、およびインド副王の関白宛て親書と進物を積んだ船を日本に送り、そしてそれとは別にマカオ市が関白の許に使者を派遣して、

次のように関白に通告する。すなわち、今年は生糸は送らない。それは関白がパードレに迫害を加え教会を破壊し、生糸を望みのままの値で買い占めたからだ。もしも関白が従来通りポルトガル船が生糸等を積んで渡来するのを望むなら、パードレの日本滞在与と教会活動を許可せねばならないし、ポルトガル人に商売の自由を与えねばならない。もしもこれらの要求事項を履行しなかったなら、もう日本には渡来しないつもりである、と。このように通告すれば関白が折れて来ることは確かであろう。ポルトガル船が行かなければ、関白は多大な利益と名譽を失うことになるし、また日本中を敵にせねばならないからだ。

ヴァリニャーノは右のように記している。結局天正一七年（一五八九年）はマカオから日本への定期貿易船の渡来はなかった。ヴァリニャーノが右に記したような、マカオから秀吉への通告も行われたわけではなかった。しかしこの当時の日ポ関係において、中国産生糸の日本への唯一の輸入者としてのポルトガル船の立場の強さ、およびそれを武器に迫害者秀吉に渡り合い、迫害の緩和を勝ち取ろうとするイエズス会士の本音がまことによく表れていると言える。

天正一六年（一五八八年）は秀吉はポルトガル船の生糸を買い占めたが、その影響で翌天正一七年はポルトガル船が欠航し、天正一八年（一五九〇年）にはヴァリニャーノがインド副王の関白秀吉宛て親書を持って来日し、同時に少年使節一行も帰国した。

そして、天正一九年（一五九一年）は、その年夏長崎に渡来したポルトガル船から秀吉の奉行人毛利壱岐守吉成・鍋島加賀守直茂が金の買い占めを図った際の強引な手法を巡って紛争が生じ、日・ポ、およびそこに介在したイエズス会宣教師の三者の間で神経戦が展開し、最終的に秀吉が一步譲歩する形で決着した。なお、この時の彼我のやりとりに関しては、次の三通に関連史料が伝存する。

黒船々頭申状写（日本都御奉行宛て、「天正一九年」七月一五日付け）

「一、七月朔日至長崎着津仕候、然者去年之任御朱印、売買等可為自由旨相尋候処、御下代衆御朱印旨を相背、不謂族被申懸候事、

一、印子可被召上候由候て、寄事於左右、万売買之物、至今日被押置候、理不盡之被及糾明候事〔以下略〕⁽¹⁹⁾」

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

覚書（日付・差出人共に記されていないが、右の申状と同日・同一人のものと思われる覚書）

「一、あきないの道、何れの国にても自由に御座候、殊二被成下御朱印之処、当年にあひかぎり、みたりに及迷惑候事、

一、船中にみたれ入、さがすへき造意の事、

〔中略〕

一、いんすの事、上様御用と候ハ、あり次第うりわたし可申間、少もかくさす、誓紙をもつて成共、可申上之通、申候といへ共、終二せういんなく、事をさうによせ、理不盡の糾明におよはれ候事〔以下略〕⁽²⁰⁾」

豊臣秀吉の加美丹黒船中宛て朱印状（「天正一九年」

八月九日付け）

「南蛮黒船至長崎着岸之処二、彼津下代非分儀申懸、及迷惑之由、以一書申上候、則彼不相届下代、一々御成敗之儀被仰出候、印子二不限、何之物成とも可致商売候、重而不寄少之儀、不相届者於有之者、可申上候、速可被仰付候、猶黒田勘解由、長束大蔵大輔可申候也⁽²¹⁾」

右の史料により、この年ポルトガル船が将来した金塊の購入について、奉行二人が従来の商慣行を無視した強

引な手法を以て臨み、ポルトガル側が秀吉の許に愁訴に及んだこと、秀吉はポルトガル人の言い分を聞き入れ、先方に好意的な処断を下したことは明らかである。

この時の彼我のやりとりについては、一五九二年イエズス会日本年報にかなり詳しく書いてある。主として、ポルトガル船の長崎貿易におけるイエズス会宣教師の介在者としての立場がどう確保されたか、といった点に注目してこのイエズス会年報を見てみる。

一五九一年〔天正一九年〕八月一九日ポルトガル船が長崎に着いた。既に長崎に来ていてポルトガル船の到着を待っていた〔毛利〕壱岐守と〔鍋島〕加賀守とがやって来て、船から何も陸揚げすることのないよう、日夜監視を付けた。そして、関白が積んできた金をすべて買い入れること望んでいる。すべての金^{パネス・デ・オロ}塊の数を、書面で申告するように言った。彼らは一人のポルトガル人を密かに関白の許に送り、事の経緯を知らせることにした。京都・堺の商人や大勢の日本の領主の代理人^{フアトレス}が〔F335v〕金を購入するために三〇万ドゥカド以上を持って来ていた。〔毛利〕壱岐守はカピタンと金の売買交渉を始めた。カピタンは、彼ら〔パードレ〕は経験を積んでいるので、パードレたちを仲介者にしないではポ

ルトガル人たちとの間で何も為し得ないであろう、と言った。それに対し壱岐守は、パードレたちの仲介は必要ない。自分がポルトガルに対して、為したいことを為すと答えた。しかしカピタンとポルトガル人たちは、その意に反する回答をした。そのため、何の決着も見なかった。関白からの命令も来ないまま時が過ぎた挙げ句、〔毛利〕壱岐守と〔鍋島〕加賀守は、今後はパードレたちに好意を寄せよう。そして関白に対し、日本人とポルトガル人との間のこの貿易は、〔F336〕パードレたちが仲介しないでは維持出来ないということを進言しようと約束した。

〔F336v〕壱岐守と加賀守は、金の購入においてポルトガル人たちを抑圧するために、出来る限りのことを行った。そうこうする内に彼らの許に、使者として赴いたポルトガル人は既に京都に着き、関白に謁見した。関白は壱岐守・加賀守の二人に対して激怒した、という報告が届いた。

翌日使者のポルトガル人が、官兵衛殿〔黒田孝高〕の侍に伴われて長崎に帰着した。使者は、ポルトガル人たちに非常に好意的である一方、壱岐守・加賀守の二人には大変屈辱的な関白の命^{プロビシオン}令を齎らした。二人は自分が

命じていないことを為したと言った。そしてポルトガル人たちが、自由に商品を売却することを許した。

(1342) 結局関白は、所司代の勧告を受け入れて、(1342v) 使節「ヴァリニャーノ」の同伴者一〇人の滞留を許可した。

秀吉によるキリシタン禁令の発布直後ではあるが、日ポ間交渉の介在者としてのイエズス会宣教師の立場は、未だかなり強いものがあつたことが伺える。それは生糸・金等の中国大陸の産物のわが国への輸入者としてのポルトガル船の立場が未だ強かつたことの反映だという面もあるが、それだけでなく長崎が開港され(一五七一年)、それがイエズス会教会領となり(一五八〇年)、永年長崎統治の面でイエズス会が積み重ねてきた実績は、豊臣政権の直轄領となつた(一五八七年)直後のこの時期においては、なお容易に崩れないほど上下に浸透していたことの証であろう。ポルトガル船貿易とイエズス会宣教師との表裏の關係が、その当時は未だ有効に生きていたと言つてよい。

五

さて江戸幕府の統治が始まると、この点徐々に様相が

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

変わる。とくに長崎奉行長谷川左兵衛藤広(慶長一〇年〔二六〇五年〕〜慶長一九年〔二六一五年〕)および長崎代官村山当安の存在が、この点大きな意味を持ったようである。二人は、長崎からイエズス会士の影響を排除することに全力を尽くした。

江戸幕府統治下において、とくに日ポ關係におけるイエズス会宣教師の役割という点で注目すべき出来事は、慶長一四年(一六〇九年)ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件が発生し、そのために一時途絶えたポルトガル貿易を再開するための折衝である。

この時の日ポ間の交渉の経緯を述べる。

慶長一一年(一六〇六年) カピタン・モール Dom Diogo de Vasconcelos (東適我) 渡米

慶長一四年(一六〇九) ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号渡来、カピタン・モール Andre Pessoa (安直黎弼梭)、慶長一四年一二月(一六一〇年一月) 同船長崎で燔沈

慶長一五年(一六一〇) ポルトガル船欠航

慶長一六年(一六一一) 使節 Dom Nuno de Soutomaior

(東魯訥) マカオ↓鹿兒島 (一六一一年)

七月鹿兒島着) ↓駿府 (家康謁見) ↓江

戸↓駿府↓長崎↓マカオ (カピタン・

モール坐乗せず)

慶長一七年(一六一二) カピタン・モール Pedro Martins

Gaio (伯祿兒物知氏) 使節 Horatio Ner-

ete (阿維舍羅列穉) マカオ↓長崎 (一六

一二年八月一七日長崎着) ↓駿府↓長崎↓

マカオ

人の動きは右の通りであるが、この案件に関して彼我の間で交わされた文書は次の通りである。

慶長一六年七月一五日本多正純 ↓ 阿媽港知府

慶長一六年 本多正純 ↓ 南蛮船主東適

我 (Dom Diogo de Vasconcelos)

慶長一六年秋 家康朱印状 ↓ 五和

〔慶長一六年〕 長谷川左兵衛藤広 ↓ 阿媽港父

老

〔慶長一六年〕 後藤庄三郎光次 ↓ 阿媽港知府

(慶長一七年八月 島津家久 ↓ 南蛮船主)

(慶長一七年八月 島津家久 ↓ 南蛮国司四老)

〔慶長一七年〕 西域国署五和王事雷羅令所徳大奥六 (R.3)

Lourenço de Tavora) ↓ 大日本国王

万曆四〇年六月(慶長一七) 西域国臣総兵巡海務事彌格

兒幾蘇沙庇蒙徳兒 (Miguel de Souza

Pimentel) ↓ 大日本国王

万曆四〇年六月(慶長一七) 西域国臣奉行天川港知府事

文會華殊 Manoel Vaz, 臣機所功沙訥

Francisco Senna, 臣衢視奠昂潦睦

Agustinho Lobo, 臣彌格哥黎 Miguel

Correa 等 ↓ 大日本国王

万曆四〇年六月(慶長一七) 西域国臣奉行天川港知府事

文會華殊 Manoel Vaz, 機所功沙訥 Fran-

cisco Senna, 衢視奠昂潦睦 Agustinho

Lobo, 彌格哥黎 Miguel Correa 等 ↓

本多正純

〔慶長一七年〕 五和之一番之帥大将東適我 Dom Diogo

de Vasconcelos ↓ 本多正純

〔慶長一七年〕 五和にて一番之軍大将東魯訥 Dom Nuno

de Soutomaior ↓ 本多正純

万曆四〇年六月(慶長一七) 西域国臣奉行天川港知府事

文會華殊 Manoel Vaz、機所功沙訥
Francisco Senna、衢視奠昂潦陸 Agus-
tinho Lobo、彌格哥黎 Miguel Correa
↓ 後藤庄三郎光次

慶長一七年九月 家康 ↓ 五和国刺史

慶長一七年九月 家康朱印状 ↓ 黒船

慶長一七年九月中旬 秀忠 ↓ 五和国刺史

慶長一七年九月 本多正純 ↓ 天川港知府事文會

華殊 Manoel Vaz

慶長一七年九月 本多正純 ↓ 天川湊執事

慶長一七年九月 本多正純 ↓ 五和軍將東適我

Dom Diogo de Vasconcelos

慶長一七年九月 本多正純 ↓ 五和軍將東魯訥

Dom Nuno de Soutomaior

慶長一七年九月 後藤庄三郎光次 ↓ 天川港知府事文會

華殊 Manoel Vaz

ポルトガル側の登場人物の内 Rui Lourenço de Tavora
はゴアに駐在するインド副王（一六〇九―一二年）であ
るが、その他はマカオの関係者である。その副王タヴォ

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

ラも一回登場するだけである。つまりノッサ・セニョー
ラ・ダ・グラッサ号事件で断絶した対日貿易を復旧させ
るといふ大事に当たり、ポルトガル側は専らゴア・マカ
オが日本側との折衝に当たったというのは、日ポ関係の
現実を良く物語っている。すなわち、ポルトガル国王は
日本に対する関心と言えはほとんど専らカトリック布教
のことばかりであり、実利の貿易関係はゴアや直接利害
があるマカオが前面に立った。

上に記した、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事
件に伴い断絶したポルトガル貿易を再開するための外交
交渉は、その重要性から考え、それまでの日ポ外交の慣
行・常識からすれば、そこにおいてイエズス会宣教師が
相当に暗躍して然るべきである。それにもかかわらず、
今回はイエズス会士はほとんど動いていない。

外交交渉は一六一一年（慶長一六）七月インド副王が
使節 Dom Nuno de Soutomaior（東魯訥）を日本に派遣
したことから始まった。しかしこの使節の派遣自体にイ
エズス会は関与していない。日付・署名ともにならないイ
エズス会文書（一六一七年一月のフランシスコ会文書に対
する駁論の文書）に次のように見える。

「(f353v.) インド副王はこのナウ船（ノッサ・セ

ニヨール・ダ・グラツサ号」の焼失を知り、使者として、ドン・ヌーノ・デ・ソトマヨールを派遣した。それは、ナウ船を失ったことや「長谷川」左兵衛についての苦情を言うことよりも、むしろ貿易を再開する件について国王と交渉するためであった。「中略」彼「ソトマヨール」がマカオに着くや、市会議員たちは、「長谷川」左兵衛がポルトガル人たちに強制的に署名させた協定について彼に説明し、これは左兵衛が無理矢理行わせたものであり、従って守る義務はないということを日本国王に知ってもらうために、国王の許にそれを持って行ってもらいたい、と彼に要望した。

ヌーノは日本に来るには来たが、イエズス会パードレたちの意見で派遣されたのではなかった。むしろ彼ら「イエズス会パードレ」は彼「ヌーノ・デ・ソトマヨール」のことをうとんじた。というのは、日本人たちは自らの利益のためにポルトガル人たちに貿易の継続を要望するに相違なく、ポルトガル人の方から日本人にそれを求めることはなかったからである。

また、彼「ソトマヨール」が到着した時、長崎にも、イエズス会パードレがいる別の国^{レイ}に行くことも望まなかった。彼らの勧告通りの行動をとらなかつたため

あった。彼らは左兵衛に依存するところ大きかつたので、その左兵衛を立腹させないよう、彼らは敢えて彼に勧告を与えたりはしないであろう、ということも考えてのことであった。

それゆえ、彼は薩摩の国に行き、異教徒であるその国王に、自分を国王に紹介してほしい、と要望した。第三者を介さずに直接国王と交渉することは出来ないの、他にドン・ヌーノは、その希望事項について国王と話をする手段を持たなかつた。というのは、第三者たりうる人々は、すべて左兵衛と結びついていたからである。それ故彼は、少なくとも、ナウ船が焼失した後、左兵衛がポルトガル人たちに署名させた協定を国王が見ることを望み、彼の前に出た際、それを取り出して、この文書をお読み下さるよう陛下にお願ひします、と言った。

そこで国王は、後藤庄三「庄三郎」という名前の自分の寵臣にそれを受け取るよう命じ、そしてそれを見、(Facts) 然る後にその内容を自分に話すよう、指示した。後藤庄三は協定がどのようなものかを知り、それについて左兵衛に見解を表明した。左兵衛はポルトガル人たちに立腹していたので、その協定について国王に報告する決意をした。そして、あの文書の内容は、ポルトガル人

たちが日本との貿易を再開したいという望み以外の何もでもない、と彼に言った。それに対して国王は、彼らが日本に來たいのなら、來ればよい。誰も害をなすものはない、と答えた。しかし国王は、協定については何も知らなかった。」

つまり、日ポ貿易を復活させるについて、ポルトガル側つまりインド副王側は故意にイエズス会士の介在を排除しようとしたようだ。異例の鹿兒島に渡來して島津氏に幕府への仲介を頼む辺り、長崎奉行イエズス会プロクラドールの通常の交渉ルートに乗るのを嫌ったように見える。紛争の一方の当事者の長谷川左兵衛が奉行を務める長崎を避けたのは分かるが、インド副王の使節はイエズス会士とも接触を持つとうとしない。それは一六一〇年、日本イエズス会のプロクラドール・ジョアン・ロドリゲスが、奉行左兵衛と代官村山当安の画策によってマカオに追放されたこと辺りが一つの曲がり角になったようだ。

先に一覽を示した往復書簡の特に先方からの来信中に、キリシタン宣教師がどのように話題に上っているかを見してみる。

〔万曆四〇年（慶長一七年）〕西域国署五和王事雷羅令

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

所徳大奥六（インド副王 Rui Lourenço de Tavora）の日本国王宛て書簡は、彌格兒幾蘇沙庇蒙徳兒（Miguel de Souza Pimentel）に書簡を託してマカオに派遣したこと。阿維舍羅烈輝（Horatio Nerete）を旧好を修復するため使節として書簡を託して派遣したこと。安直黎彌梭（Andre Pessoa）の船が燔沈したのは悲しむべきことであるが、昨年東魯訥（Dom Nuno de Soutomaior）を派遣し、幸い陛下の恩恵に浴し、旧好が固まったこと。オランダとイギリスは敵であるから日本寄港を許さないでほしいということ。以上のような内容を記して最後に次の如き文言が見える。

「聖保廟備須甫伴天連（São Paulo 教会、Bispo, Padre）諸大士、在貴国者、深沐君王眷顧、惟祈終始如一」（サン・パウロ教会の司教・パードレたちは貴国にあつて深く君王の恩顧に浴している。ただ終始変わらざることを祈る）

キリシタン宣教師への言及はこれだけである。

また万曆四〇年六月、西域国臣総兵巡海務事彌格兒幾蘇沙庇蒙徳兒（Miguel de Souza Pimentel）の大日本国王宛て書簡は、ポルトガル船燔沈と貿易断絶の報を受け、東適我（Dom Diogo de Vasconcelos）をマカオに遣わし

たこと。東魯訥 (Dom Nuno de Soutomaior) に書簡を持たせて日本に派遣し、旧好の修復を請うたこと。自分はマラッカにやってきて、王の朱印状と長谷川左兵衛の書簡を読んだこと等を記した上で、次のように見える。

「又接我備須甫 (Bispo) 来書与伴天連微旋代律 (Padre Visitador [Francisco Pasio]) □称嘖嘖^(四)」(また司教の書簡と巡察師パシオの詳しい伝言に接した)。そしてさらに次のように続く。

王のわが国に対する深愛に浴し、その意向に従って商船を渡航させる。カピタンは伯禄児物知氏 (Pedro Martins Gaio)、使節は阿雑舍羅列穉 (Horatio Nereze) である。こちらの真意は彼から語らせるし、またそちらのご意向は彼に伝えてもらいたい。オランダ・イギリスの海賊行為に備え、兵船で護送して、来年必ず商船を送ることにする、云々。

貿易断絶から旧交修復に至る過程で、先に見た如くかなりな数の書簡が行き交ったが、そこにおいて宣教師への言及は右の二箇所だけである。巡察師パシオのことが見えるので少し触れると、貿易を再開に向けてのドン・ヌーノ・デ・ソトマヨールとの交渉の結果、家康は慶長一六年九月、黒船宛て「自五和使者到来、黒船欲来朝之

由、不可有異議也、売買法度以下、如前規可無相違者也、若違乱之輩於有之者、可処其罪、宜可承知此旨也^(四)」なる文面の朱印状を発した。幕府はこの朱印状を長崎のイエズス会パードレと司教の許に送ってきて、最初の船便でマカオに送り届けるよう依頼した。折から巡察師パシオは、一六一二年三月マカオに行くことになった。そのため、彼が朱印状を持っていったという経緯である^(四)。この間の彼我の交渉に、イエズス会士が能動的に関与したわけではない。マカオに行き、折からマカオにおいて、日本の対ポルトガル貿易の意向等知るところを語ったというだけの話である。

六

一七世紀に入り最初の一〇年間は、日ポ外交におけるイエズス会宣教師の活躍の面で重要な変化を認めることが出来る。それは布教黙認から禁教に移行する幕府のキリシタン政策の変化にも関連する。長崎を中心に歴史を見ると、長谷川左兵衛藤広の長崎奉行就任により、幕府の管理・統制が強まり、それに代官村山当安も加わって、長崎貿易その他の世俗事に深く関与してきたプロクラドール・ジョアン・ロドリゲスとフランチェスコ・パシ

オ（一六〇〇—一一年 日本準管区長、一六一一—一二二年 日本・シナ巡察師、一六一二年三月二二日マカオへ、一六一二日八月三〇日マカオで死亡⁽¹³⁰⁾）を排除し、イエズス会士による長崎キリシタンの独占体制を崩して、むしろスペイン系三修道会の浸透に荷担し、スペイン船の渡来を促す、といった一連の幕府政策の結果、日ポ外交に對するイエズス会宣教師の関与も、それ以前に比して著しく減じたと言つてよい。

長谷川左兵衛は辣腕の奉行と言つてよいが、いま一人の村山当安の方は既に古くイエズス会士の手で洗礼を受けたキリシタン信徒である。その彼が一六〇五、六年にイエズス会から離反して、スペイン系托鉢修道会とくにドミニコ会に接近する。長崎貿易の利権争いの一面もあつたであろうが、さらにそこにはジョアン・ロドリゲスと当安の妻との間の不義という秘事も絡んでいた⁽¹³¹⁾。

それやこれやで、左兵衛と当安は、長崎で強い発言力を持つていたジョアン・ロドリゲスと、彼の後ろ盾となつたフランチェスコ・パシオの二人を主として攻撃の標的にした。その辺りの経緯は、一六一〇年三月一九日付け長崎発、フランチェスコ・パシオの総長宛て書簡に記されている。

キリシタン時代の日ポ外交におけるイエズス会宣教師

〔(1338) パードレ・ジョアン・ロドリゲスは日本にいてはならない旨公方^{クボ}が命ずる事態が生じ、さらに私についても同じ事が問題になつた、〔中略〕

この長崎の町の代官アントニオ村山当安が、ナウ船の諸業務や公方が彼らに依頼したその他の諸業務を、パードレ・ジョアン・ロドリゲスと一緒に行つていたことについては、時折書き送られている。さらに次のことも書き送られた。すなわち、この人物は当初の低い身分からこれほどの出世をしたので、全く人が変わつてしまい、貪欲・淫乱・傲慢に身を任せるようになった、と。そして、第一および第三の点〔貪欲と傲慢〕で自分の意向を通すのを同パードレ〔ジョアン・ロドリゲス〕に妨害されたものと考えて、彼を排除しようと図つた。彼が政庁に近づくことのないようにするためであり、さらに、彼が日本に滞在することもないようにするためであつた。そして彼は、このことについてしばしば私に働き掛け、同パードレに対する多くの偽りの非難を浴びせた。〔私を取り合わなかつたので〕彼〔当安〕は公方を介して自分の意図を遂げようとした。そのために、彼は時折同パードレのことを告発し、多くの偽りの言葉を彼に浴びせた。〔中略〕

九九（九九）

長谷川左兵衛という名前の異教徒がこの町〔長崎〕の支配権を握るに至った。彼は公方の非常な寵臣で、極めて貪欲で復讐心が強く、根性が悪い。上述のアントニオ当安は、統治において彼に従属している。二人とも貪欲さの点で似ていたので、彼らは自分たちの意図を達成することが出来るよう固く結束した。同時に、パードレ・ジョアン・ロドリゲスを排除すること、それだけでなくさらにイエズス会をも、少なくともこの町から排除するという点でも彼らは結束した。そしてそれが不可能だということに分かったので、彼らはパードレ・ジョアン・ロドリゲスと私〔パシオ〕とを、マカオに追い出そうと企てた。〔長谷川〕左兵衛があやつり、当安が直接攻撃を加える、というやり方で、彼らは自分たちの意図を達成しようとして画策した。〔中略〕

(f338v) われわれは、〔左兵衛・当安とイエズス会との間に〕友好関係を作ろうと努めた。しかし彼は、パードレ・ジョアン・ロドリゲスをマカオに送るという約束なしに、この友好関係を受け入れるのを望まなかった。われわれは、彼らがそう仕向けたからではなしに、表向きはイエズス会が自発的にそうしたという形にして、彼がマカオに赴くように努めた。会員たちについて頻繁

に移動が行われるのが、慣例であったからである。この秘密は守るよう努めた。〔中略〕

私は左兵衛に対し、今後公方の前でわれわれのことを保護し、われわれに対し恩恵を施してくれるなら、彼の要求することを実行しよう、と約束した。ここにおいてわれわれは友好関係を確立した。しかし彼の側は、それは外見のみに過ぎなかった。というのは当安に唆されて、彼〔左兵衛〕は私を日本から追放する企みを断念しなかつたからである。〔中略〕

左兵衛は（彼自身の言によると）パードレ・ジョアン・ロドリゲスも私も日本に滞在してはならない、との命令を公方から内密に得た。これにより、私が二、三日前に政庁からこの長崎に戻ったところ、彼は私に次のように通告した。公方の命だからパードレ・ジョアン・ロドリゲスをマカオに送るように。私についても同じ事が命ぜられたが、彼は私に対しては責任を持っており、われわれは友好関係を持っていたので、私が日本を去るのは望まない。彼が私のために執り成してやるから、私はゆっくり休養をとってこれまでのように気配にしているもらいたい。仮にこのことで公方から咎められても、三度まで抗弁しよう、と。かくして私は日本に留まり、

パードレ・ジョアン・ロドリゲスはマカオに赴くことになった。しかしこのマカオ行きは、何ら彼の名譽を損なうものではない。というのは、それは左兵衛と当安とが上述の意図により画策したものだということを、皆が知っているからである。

京都地方の院長パードレ・モレホンは、ナウ船焼失の後、左兵衛と有馬殿が駿府にいた時、そこに赴いた。そして上野殿〔本多正純〕と庄三郎殿〔後藤庄三郎〕と話をした、と記述をしている。彼らはわれわれ二人の保護者である。彼らは常に、そして特にこのナウ船の取引において、さらには左兵衛がイエズス会全体に対してのみか、特に私に対して、陰謀を企み始めたこの時期に行つた様々な告発に際し、大いにわれわれを守り、助けた。これら二人と有馬殿は同パードレに次のように言つた。パードレたちに関する上様ウイエサマすなわち公方クゴウの赦免は全般クワン的なものであつた、と。

また彼らは特に次のように断言した。私については何の変化もない。左兵衛は、マカオから何らかの船が渡来するまで、長崎の外の、有馬殿の土地に私が滞在するよう、彼ら三人に交渉した。それは、こうすることによつて、彼らが望む船の渡来について、われわれが一層尽力

するようになるためである、と。そのようにしてもそれがわれわれに損害を与えないどころか、左兵衛をより一層宥める手段となるのが分かつたからである、というのは、彼がわれわれに害を加えたいとの意向がすでにこれの一部満足されるからである、と。

これは、左兵衛が私に対して通告するよう命じたこととは相違しているとはいへ、左兵衛自身が政庁から着くや直ちに、彼を訪ねたポルトガル人たちに語つたことと符合している。何人かの深慮遠謀な人々は次のように言う。左兵衛は、私をマカオに送り出すように、との公方の命令を齎らしたが、自分はこれを偽り、自分の責任で私の為に執り成しをする、と言うが、それは私を踏みつけられた状態におき、そして、私が彼に依存していることを分からせる為のものであつた。しかし、パードレ・ペドロ・モレホンが書いたことは正しかつた、と。^(註)

すなわち代官村山当安と奉行長谷川左兵衛とがジョアン・ロドリゲスとフランチェスコ・パシオの日本追放を策謀し、特に長谷川左兵衛から家康に対してそれに向けて働きかけをしたこと。イエズス会から二人に対し、和解を模索する様々な妥協策が示されたが、二人はジョアン・ロドリゲスの日本追放だけは絶対に譲らなかつたこ

と。左兵衛は、ロドリゲスとパシオをマカオに送り出すようにとの命令を家康から受けた。それに対し左兵衛は、ロドリゲスのことは直ちにマカオに送り出すべく指示したが、パシオについては自分の責任で猶予を与えた。本多正純と後藤庄三郎は、左兵衛とは対照的にイエズス会の味方で、ロドリゲスやパシオの擁護者であり、彼らのために家康に向かつていろいろと執り成しをした事などを知ることが出来る。

とにかく一六一〇年ジョアン・ロドリゲスは幕府の圧力により、長崎にいられなくなった。イエズス会の裏側の政治的折衝を一手に引き受けてきた彼がいなくなったその直後に、貿易再開の外交交渉が行われることになったわけである。インド副王が派遣した使節ドン・ヌーノ・デ・ソトマヨールが長崎を忌避して鹿児島に上陸し、イエズス会士の介在を拒む姿勢を執ったのは、右の経緯を考えれば理解出来る。

七

日本イエズス会の上長はロドリゲスに対して次のような人物評価を行っている。

「〔ジョアン・ロドリゲスは〕タイコサマ 太閤様と エンペラドル 皇帝たる

シヨウケン 將軍、および日本のすべての領主セニョレスと大いに親交を結んだ。それ故、彼のお陰、彼の尽力により、パードレたちは日本において永い間自らを保持することが出来た。しかし最後には、世俗的なもろもろの事柄や、長崎の統治、および商業に余り深入りするという過ちを犯した。管区のプロクラドールであったからである。そしてこのために何がしか放縦に陥った。カーザの外に当安や左兵衛のような敵を大勢つくってしまった。⁽¹³⁾」

ロドリゲスはイエズス会の財務担当者として、そして日ポ外交の仲介者として余りに有能であったがために、かえって日本側関係者との間に利害が対立し、特に日本側には強力な長崎奉行長谷川左兵衛が登場したこともあり、激しく衝突して、結局日本にすることが出来なくなったわけである。そして、このようなことがあったために、一六一一年貿易再開のために外交交渉は、ほとんどゴア・マカオ側の使節と幕府との間の直接折衝によって進められ、従来のパターンであるイエズス会士の介在がなかったと言つてよい。

慶長一七年（一六一二年）三月幕府直轄領を対象に禁教令が出され、翌一八年一二月（一六一四年）に全国的な禁令が發布されたので、イエズス会宣教師が外交に介

在するなど不可能になるわけだが、禁教令のためにそれが不可能になったというより、外交面への彼らの介入を幕府が拒絶する姿勢を明確にしたためである。禁教令によりそれが更に固められた、と言うべきであろう。

その後最終的に、寛永一六年第五次鎖国令によってポルトガル船の渡来が禁じられるが、そこに至るまでの間に日ポ間には例えば、スペイン船がシヤムにおいて日本の朱印船を襲撃し、朱印状を奪ったりしたために、同一国王に統治下にあると言う理由で一六二八年に長崎に渡来したポルトガル船三艘が抑留されたが、その後の日ポ関係を正常化するための交渉に、イエズス会宣教師が関与することは勿論なかった。一六三九年いよいよポルトガル船の渡来が禁じられたが、翌一六四〇年マカオ市は日ポ貿易を継続を願って使節を送って来たが、幕府は禁を犯して渡来した咎で、下級水夫一三人のみ送り返し、その他の全員を処刑した。ここにおいてもイエズス会宣教師は勿論関わりを持たなかった。第一マカオ政庁側は、対日貿易再開の目的達成のために、その障害になるであろう宣教師の日本派遣自体に強い抵抗を示した⁽¹⁴⁾。

一六四〇年、六〇年続いたフィリペ王朝が終わり、ブラガンサ公ドン・ジョアンが国王ジョアン四世を名乗っ

てポルトガルの再独立を宣言した。同国王は日本貿易の再開を求めて、使節ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザを日本に派遣することにした。一六四七年、使節が搭乗したポルトガル船二艘が長崎に来航した。幕府は彼の要望を拒絶し、ただし禁を犯したものはあるが、ポルトガル国王位回復を通知するために渡来したのであるから死罪には当たらないとして、帰国を命じた。この際もポルトガル使節側は、日本がキリシタン禁教政策を採っていることをよく承知し、そのため極力キリシタン色が付着しないよう配慮している有様⁽¹⁵⁾で、ここでの日ポ外交交渉にイエズス会宣教師が関与するなど、初めから有り得ないことであった。

註

- (1) 『締盟各国条約彙纂、自嘉永七年至明治十七年』東京国文社、皇紀二千五百四十四年、五四一―五六五頁。
- (2) 岡本良知「十六・七世紀日本関係公文書」(『日葡交通』第二輯、東洋堂、昭和一八年)。五野井隆史「リスボン市在国立トーレ・ド・トンボ文書館収蔵「モンズオン文書 Livros das Monções」について」(『東京大学史料編纂所報』一一)。拙稿「ゴアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンズオン文書」について」(『古文書研究』三)その他を参照した。

- (3) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, Nova-Goa, 1865, Reprint, New Delhi, 1992, pp.538-540.
- (4) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 600, 601.
- (5) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 633, 634.
- (6) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 666, 667.
- (7) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 668, 669.
- (8) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 670, 671.
- (9) *Arquivo Portuguez Oriental* の文書配列から「一五六八年二月二八日付け」の誤の可能性もある。
- (10) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 674, 675.
- (11) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, p. 732.
- (12) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, p. 733.
- (13) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 786, 787.
- (14) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 787, 788.
- (15) *Arquivo Portuguez Oriental*, 5-II, pp. 791-793. 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究 改訂増補』原書房、昭和四九年(複製原本、六甲書房、昭和一七年)、七三二頁。
- (16) *Jap. Sin.* 41, f.81 には「一五八四年四月二二日付け」とある。
- (17) *Apparatos para a História Ecclesiástica de Macao*, ff.170v.-173 (東京大学史料編纂所架蔵のサルダ文庫文書複製写真による)。この文書の閲読について、同所海外史料の五野井・浅見・大橋三氏の御厚意に与ったことを銘記して、お礼申し上げる。岡本良知「十六・七世紀日本関係公文書」一七四～一八七頁。拙稿「日本イエズス会の生糸貿易」『キリシタン研究』一三、一四九～一五三、一六二～一六七頁。Archivum Romanum Societatis Iesu, *Jap. Sin.* 41, ff.80v., 81. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f.88. J. F. Schütte, *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I, II, Roma, 1958, p. 458
- (18) *Arquivo Portugues Oriental*, 3, Nova-Goa, 1861, Reprint, New Delhi, 1992, p. 43. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」一八八頁。
- (19) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 63, 64.
- (20) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 159. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」一九一・一九二頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館、平成六年、五一三・五一四頁。
- (21) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 180. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」一九五・一九六頁。
- (22) *Arquivo Portugues Oriental*, 3, pp. 210, 211.
- (23) *Arquivo Portugues Oriental*, 1-1, Nova-Goa, 1877, Reprint, 1992, p.106.
- (24) *Arquivo Portugues Oriental*, 3, pp. 279, 280. 拙稿「ポルトガルの領国歴史文書館収蔵の「モンソーン文書」について」一三・一三頁。Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa, 2, pp. 312-315.
- (25) *Arquivo Portugues Oriental*, 5-III, Nova-Goa, 1866, Reprint, New Delhi, 1992, p. 1296. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五一四・五一五頁
- (26) *Arquivo Portugues Oriental*, 5-III, pp. 1298, 1299. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五一五・五一六頁。

- (27) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 381, 382 お一五九三年一月一五日付けであるが、*Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa*, 2, pp.198-201 には一五九四年一月一五日付けである。
- (28) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 381, 382. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」一九七・一九八頁。
- (29) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 480.
- (30) J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, Romae, 1975, p. 1230.
- (31) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 523, 525. 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一二三・一四頁。
- (32) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 505. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」202, 203頁。
- (33) *Arquivo Histórico do Estado da Índia, Goa* 架蔵されているモンソン文書 *Livros das Monções* については、*Filmoteca Ultramarina Portuguesa, Lisboa* 所蔵マイクロフィルムによつて紹介する。Filmoteca の整理番号を示すが、文書の特定をより明確にするために、Filmoteca の機関誌である *Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa* の当該文書の記録も付記する。Filmoteca, 21-40/5. *Boletim*, 2, pp. 317 ~ 321. *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 513. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五一九頁。拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一二三頁。
- (34) *Tratado de todos os Vice-Reis e Governadores da Índia, Lisboa*, 1962, pp. 132, 133.
- (35) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 569, 580, 581. 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一四頁。
- (36) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 618.
- (37) 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一〇・一一頁。
- (38) *Arquivo Portugues Oriental*, 3, pp. 688, 689. 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一四頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五一九頁。
- (39) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 707, 708. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」二〇四・二〇六頁。
- (40) *Filmoteca*, 57-31/4. *Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa*, 2, pp. 237 ~ 239. *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 803, 804. 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一一頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五一九頁。
- (41) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 825. 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一一・一二頁。
- (42) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, pp. 861, 862. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」一九九・二〇一頁。
- (43) *Arquivo Portuguez Oriental*, 3, p. 880.
- (44) *Filmoteca*, 11-12/3. *Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa*, 3, pp. 528 ~ 530. 拙稿「ポアのインド領国歴史文書館収蔵の「モンソン文書」について」一二三頁。

- 史文書館収蔵の「キンスーン文書」について」一四・一五頁。
- (45) Filmoteca, 20-23-2/3. Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa, 3, p. 534. 拙稿「ゴアのインド領国歴史文書館収蔵の「キンスーン文書」について」一五・一六頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五二〇頁。
- (46) Arquivo Portugues Oriental, 6, Nova Goa, 1875, Reprint, New Delhi, 1992, pp. 752, 753.
- (47) Filmoteca, 46-44/3. Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa, 3, pp. 541-543. 拙稿「ゴアのインド領国歴史文書館収蔵の「キンスーン文書」について」一六頁。
- (48) Filmoteca, 53-54/3. Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa, 3, p. 547. 拙稿「ゴアのインド領国歴史文書館収蔵の「キンスーン文書」について」一六頁。
- (49) Arquivo Portugues Oriental, 6, pp. 764, 765.
- (50) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, I, Lisboa, 1880, p. 18.
- (51) 本文書は日付けがない。原文書の配置に基づく Documentos Remetidos da Índia, I の編纂者の推定に従う (p. 39, nota 2)。
- (52) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 43. 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』七五二・七五三頁。
- (53) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 83. 拙著『キリシタン時代対外関係史の研究』五二二・五二三頁。
- (54) Documentos Remetidos da Índia, I, pp. 92, 93.
- (55) Arquivo Portugues Oriental, 6, pp. 795, 796.
- (56) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 182.
- (57) Documentos Remetidos da Índia, I, pp. 234, 235.
- (58) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 239.
- (59) 一六〇八年一月二二日付けマドリード発、インド副王宛て国王書簡。Documentos Remetidos da Índia, I, p. 185. マドリード発故文書では採録しなかった。
- (60) Filmoteca, 73-46-47-5/1. Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa, 3, p. 597. 拙稿「ゴアのインド領国歴史文書館収蔵の「キンスーン文書」について」一七・一八頁。
- (61) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 263.
- (62) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 335. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」二一〇～二一一頁。
- (63) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 338.
- (64) Documentos Remetidos da Índia, I, pp. 344, 345.
- (65) Tratado de Todos os Vice-Reis e Governadores da Índia, Lisboa, 1962, p. 135.
- (66) 次の57番文書。
- (67) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 395.
- (68) Documentos Remetidos da Índia, I, p. 396.
- (69) Arquivo Portugues Oriental, 6, pp. 866, 867.
- (70) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, II, Lisboa, 1884, p. 208.
- (71) caldeirão. マカオ市において、日本に輸出される全商品に課せられる税金のことである。税率はその三・四パーセントであったが、一六三五年には八パーセントに

上野トマス博士。C. R. Boxer, "Dois documentos ineditos acerca do comércio entre Macau e o Japão durante os anos de 1630-1635", Revista Portuguesa de História, tomo XI, vol. 1, p. 94. C. R. Boxer, Macau na Época da Restauração, Lisboa 1993, pp. 34, 217.

- (72) Documentos Remetidos da Índia, II, p. 246.
- (73) Documentos Remetidos da Índia, II, p. 254.
- (74) Arquivo Portugues Oriental, 6, pp. 917, 918.
- (75) Arquivo Portugues Oriental, 6, pp. 918, 919.
- (76) Documentos Remetidos da Índia, II, p. 362.
- (77) Documentos Remetidos da Índia, II, pp. 399, 400.
- (78) Documentos Remetidos da Índia, II, p. 427.
- (79) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, III, Lisboa, 1885, p. 130. 拙著「コトのソノソノ領国歴史文書館収蔵の「サンブーン文書」について」一〇頁。
- (80) Documentos Remetidos da Índia, III, p. 203.
- (81) Documentos Remetidos da Índia, III, p. 209.
- (82) Documentos Remetidos da Índia, III, pp. 245, 246.
- (83) Documentos Remetidos da Índia, III, p. 247.
- (84) Documentos Remetidos da Índia, III, pp. 271, 272.
- (85) Documentos Remetidos da Índia, III, pp. 276, 277.
- (86) Documentos Remetidos da Índia, III, p. 359.
- (87) Documentos Remetidos da Índia, III, p. 386.
- (88) Documentos Remetidos da Índia, III, p. 490.
- (89) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, IV, Lisboa, 1893, p. 14. 拙著『キリシタン時代対外

関係の研究』五五五頁。

- (89) Arquivo Portugues Oriental, 6, p. 1172. 岡本「十六・七世紀日本関係公文書」一一三・一一四頁。
- (90) Teixeira, Manuel, Macau e a sua Diocese, V, Lisboa, 1963, p. 209.
- (91) Teixeira, Manuel, Macau e a sua Diocese, IV, Macau, 1957, p. 231.
- (92) マラッカ要塞カピタン、シヨアン・カイアド・デ・ガソボア（一六一五—一六六六年在任）、その婿でカピタン職を継いだドン・シヨアン・ダ・シルヴェイラ、および聽訴官総長グイオコ・ロボ・ペイレラ、マラッカ司教との間の対立、紛争である。この過程で国王は一六一八年二月一日、司教を侮辱した廉じりの二人のカピタンの逮捕を命じた。C.R.Boxer, "The Affair of the "Madre de Deus", Papers on Portuguese, Dutch, and Jesuit Influences in 16th- and 17th-Century Japan, University of Publications of America, 1979, pp. 82-84. Teixeira, Manuel, The Portuguese Missions in Malacca and Singapore (1511-1958), vol. I, Lisboa, 1961, pp. 204, 205. Teixeira, Manuel, Macau e a sua Diocese, IV, Macau, 1957, pp. 237, 238. Teixeira, Manuel e a sua Diocese, V, p. 209.
- (93) Documentos Remetidos da Índia, IV, p. 297, 298. Arquivo Portugues Oriental, 6, p. 1140.
- (94) Documentos Remetidos da Índia, IV, p. 299.
- (95) 一六二〇年一月六日付の副王サン・シコロヒキ・ド・アゼヴェード宛て書簡。75番文書。

- (97) Documentos Remetidos da Índia, IV, pp. 308, 309.
- (98) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, V, Lisboa, 1935, pp. 140, 141.
- (99) Documentos Remetidos da Índia, V, pp. 142, 143. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五五六頁。
- (100) Documentos Remetidos da Índia, V, p. 311.
- (101) J. F. Schütte, Monumenta Historica Japoniae, p. 1317. Teixeira, Manuel, Macau e a sua Diocese, II, Macau, 1940, pp. 98-107.
- (102) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, VI, Lisboa, 1974, pp. 210, 211.
- (103) Documentos Remetidos da Índia, VI, pp. 26, 27.
- (104) Documentos Remetidos da Índia, VI, p. 355.
- (105) Documentos Remetidos da Índia, VI, pp. 427, 428.
- (106) 82番文書。
- (107) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, VII, Lisboa, 1975, pp. 27, 28.
- (108) 一六〇二年五月一日付けアンボン発イエズス会士ブリシオ・フェルナンデスのインド副王アイレス・デ・サルダーニャ宛て書簡には「Nãos e Bemão といふ土地」と見える。ヤロブスの註記に「Villages of Nau and Binau は既に存在せず、かして今日の Lima の近くに位置したという。アンボン島内である。ナハジビ ilha das Naos とは、従ってアンボン島のナジビである」。Hubert Jacobs ed., Documenta Malucensia, II, Romae, 1980, p. 565.
- (109) Tratado de Todos os Vice-Reis e Governadores da Índia, p. 140.
- (110) Documentos Remetidos da Índia ou Livros das Monções, IX, Lisboa, 1978, p. 294.
- (111) Documentos Remetidos da Índia, IX, p. 309.
- (112) 一五五二年一月二九日付けコチン発のザビエルの書簡に見える。G. Schurhammer et I. Wicki; Epistolae S. Francis Xaverii ahaque eius scripta, II, Romae, 1945, p. 273. 河野純徳訳『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』平凡社、昭和六〇年、五三九頁。
- (113) ルイス・フロイス原著、岡本良知訳註『九州三侯遣欧使節行記』東洋堂、昭和一七年、二九一三一・一九一・一九二頁。『大日本史料』一一ノ別巻一、一三四・一三五頁。
- (114) ルイス・フロイス原著、岡本良知訳註、同右、二九一三一・一九二・一九三頁。『大日本史料』一一ノ別巻一、一三六・一三七頁。
- (115) ルイス・フロイス原著、岡本良知訳註、同右、二九一三一・一九〇・一九一・二〇四頁。『大日本史料』一一ノ別巻一、一〇三・一三三・一三四頁。
- (116) 拙稿「インド副王ドゥアルテ・デ・メネゼスが豊臣秀吉に送った親書——日本側からの考察——」(『流通経済大学論集』三二(一九九三) 九三・九四頁。
- (117) 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』一ノ一、同朋舎、一九八七年、三四頁。
- (118) 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九九三年、五九一六一頁。

(119) 『佐賀県史料集成 古文書編』三、昭和三十三年、二八二頁。

(120) 同右、二八三・二八四頁。

(121) 同右、二八四・二八五頁

(122) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin.51, ff. 334v-342v. 大田正雄『木下空太郎全集』一一一、岩波書店、一九八二年、二四四～二五四頁。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』一ノ一、二五四～二六七頁。

(123) C. R. Boxer, The Great Ship from Amacoe, pp. 70-81. C. R. Boxer, The Affair of the "Madre de Deus", Portuguese Merchants and Missionaries in Feudal Japan, 1543-1640, London, 1986, I, pp. 55-60.

(124) 『外蕃通書』第二四・二五冊、『近藤正齋全集』一、国書刊行会、昭和五十一年、一六七～一八〇頁。『通航一覽』卷一八二、刊本第五、国書刊行会、大正二年、二一～四頁。『影印本 異国日記——金地院崇伝外交文書集成——』東京美術、平成元年、二二～二七頁。辻善之助校閲『異国日記』、『史苑』二ノ二、三七～四六頁、二ノ三、四七～四九頁。村上直次郎訳註『異国往復書翰集 増訂 異国日記抄』駿南社、昭和四年、五四～一二二頁。漢字表記のポルトガル人名の同定については、村上直次郎氏の右の文献を参照した。

(125) 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九九三年、二五五・二五六頁。Biblioteca de la Real Academia de la Historia, Cortes 565, ff. 353v, 354.

(126) 『影印本 異国日記——金地院崇伝外交文書集成——』

二二頁。『通航一覽』刊本第五、七頁。

(127) 『影印本 異国日記——金地院崇伝外交文書集成——』三三頁。『通航一覽』刊本第五、七頁。

(128) 『影印本 異国日記——金地院崇伝外交文書集成——』一六頁。『本光国師日記』一、続群書類従完成会、昭和四一年、一〇四頁。

(129) 拙稿「教会史料を通して見た糸割符」(『社会経済史学』三七ノ五) 一四・一五頁。

(130) J. F. Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 1266.

(131) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』一三章。

(132) 拙訳『イエズス会と日本』一、二〇～二五頁。Jap. Sin. 14-II, f. 338, 338v.

(133) Jap. Sin. 25, f. 107c.

(134) 清水有子「寛永鎖国と宣教師の入国問題——イエズス会巡察師A・ルビノ一行の日本入国事件を中心に——」『史学』六九ノ二) 六九～七四頁。

(135) C. R. Boxer, A Portuguese Embassy to Japan (1644-1647), London, 1928, pp. 35, 38, 101.